

公共事業におけるCM方式活用に向けた国土交通省の取組

～建設業の働き方改革とCM方式～

令和5年5月19日

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 入札制度企画指導室

～建設業の働き方改革とCM方式～

1. 建設業の現状
2. 建設業の賃金引上げに向けた取組
3. 建設業の働き方改革等の推進
4. 建設資材価格の高騰
5. 建設業における今後の施策検討
6. CM方式活用に向けた国土交通省の取組

1. 建設業の現状

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

(一社)仙台建設業協会
地震発生直後より避難所の
緊急耐震診断等を実施。
同日18時には若林区にて
道路啓開作業を開始。



熊本地震

(一社)熊本県建設業協会
地震発生直後より県との
「大規模災害時の支援活動
に関する協定」に基づいて
支援活動を実施



通行不能の交差点での応急工事

道路啓開(倒木・土砂の撤去)

【インフラメンテナンスの必要性】

社会資本の老朽化による被害



米・ミシシッピ川の高速度道路橋の落橋
(2007年) (出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋の落橋
(2007年)

現下の建設産業の課題

【建設業の働き方改革の促進】

長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

【建設現場の生産性の向上】

現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

【持続可能な事業環境の確保】

地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

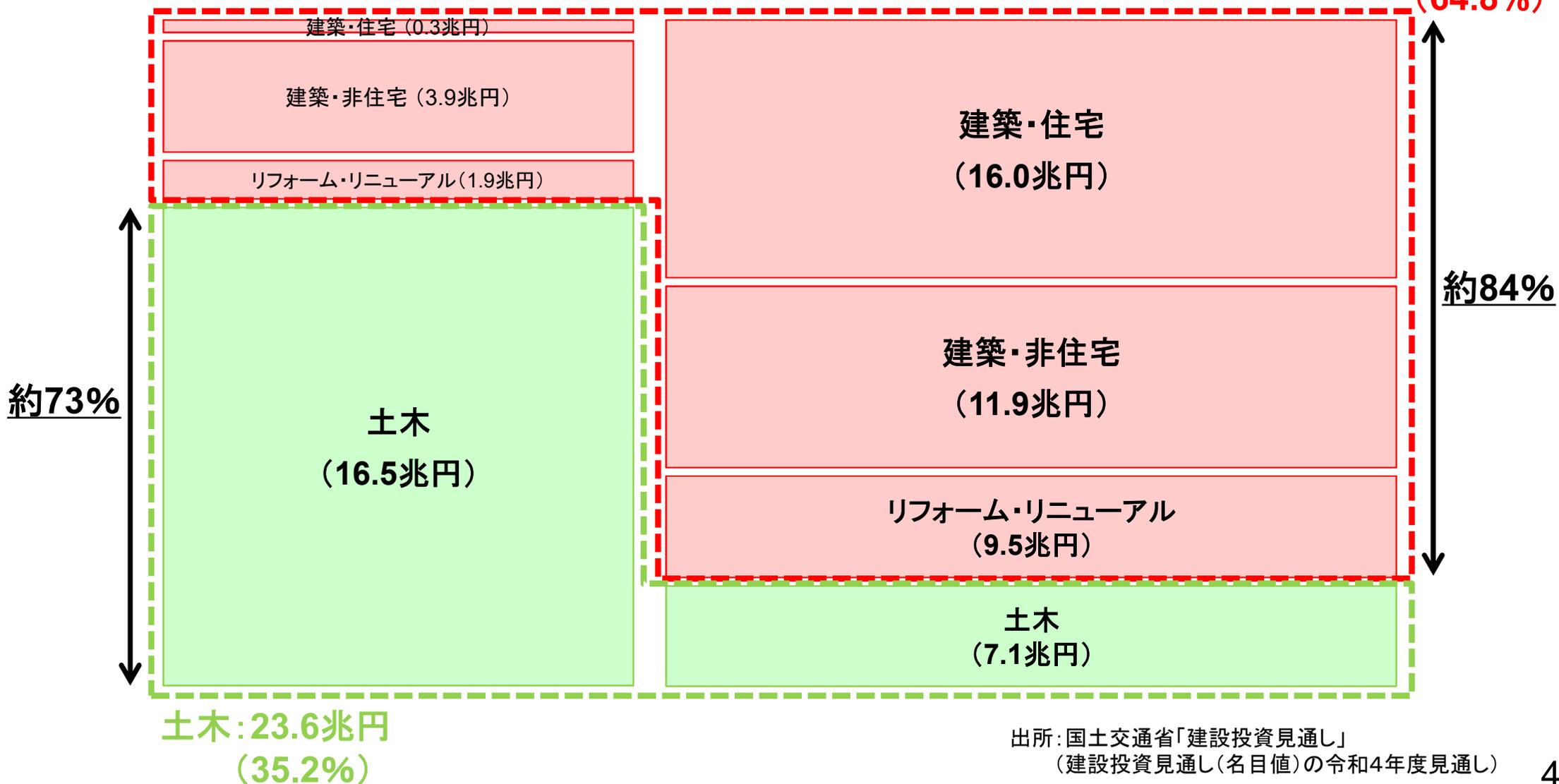
中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題

- 建設投資市場においては、公共事業が約3割を占める。
- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。

【公共 22.5兆円】

【民間 44.5兆円】

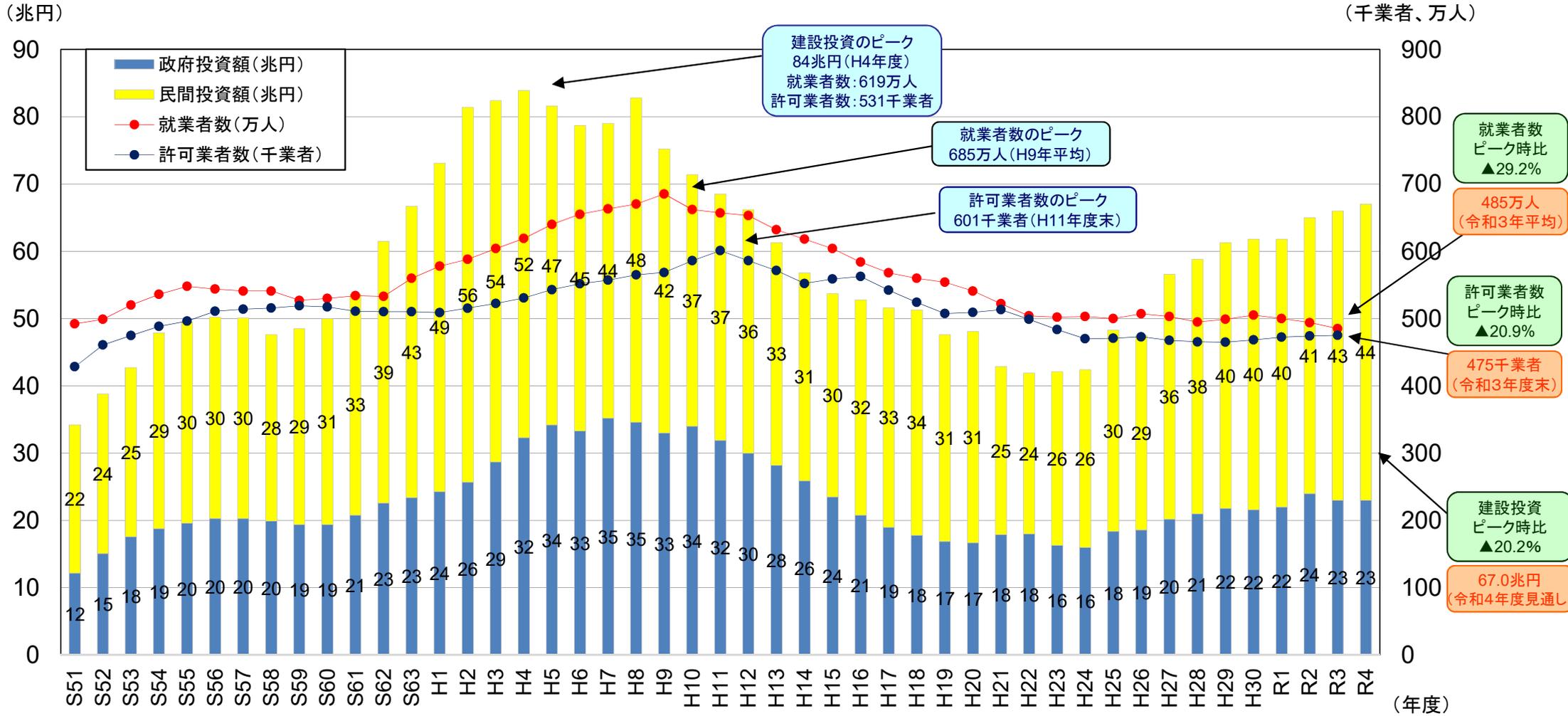
建築: 43.4兆円
(64.8%)



出所: 国土交通省「建設投資見通し」
(建設投資見通し(名目値)の令和4年度見通し)

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和4年度は約67兆円となる見通し（ピーク時から約20%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和元年度(2019年度)まで実績、令和2年度(2020年度)・令和3年度(2021年度)は見込み、令和4年度(2022年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

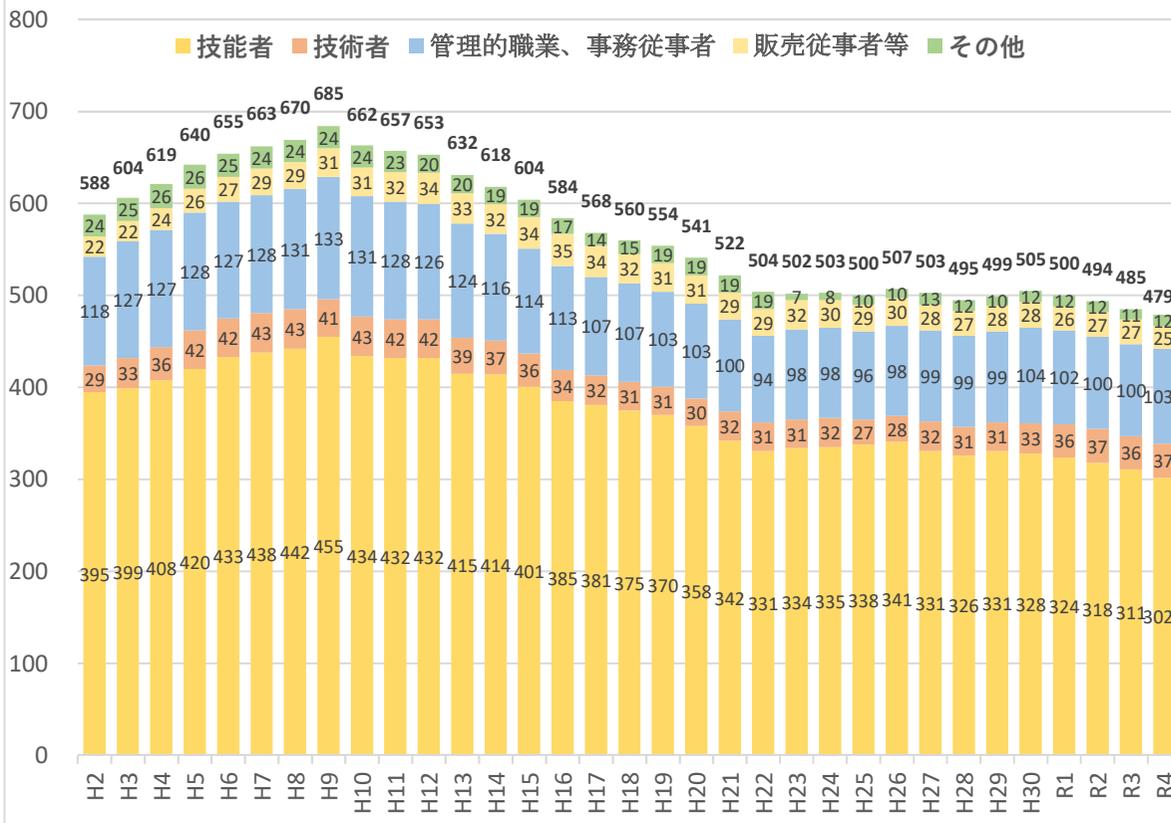
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

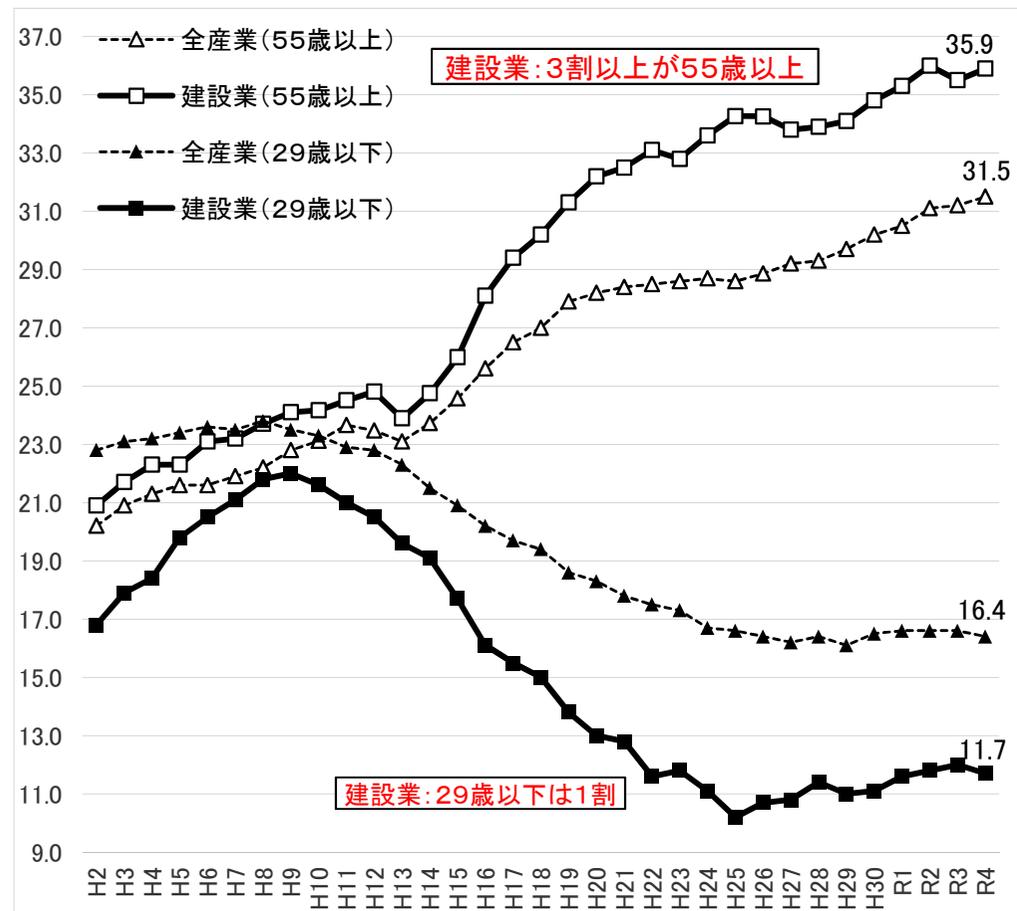
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

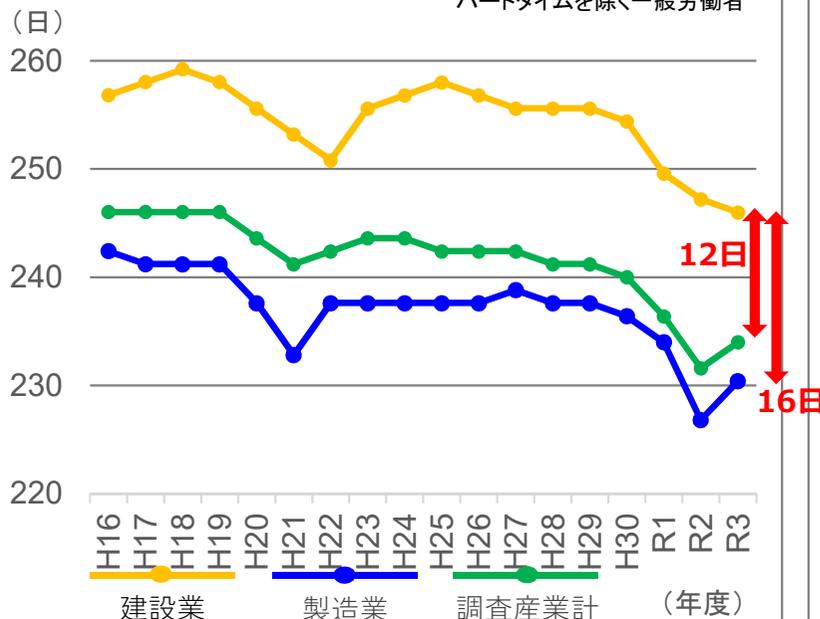


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設産業における働き方の現状

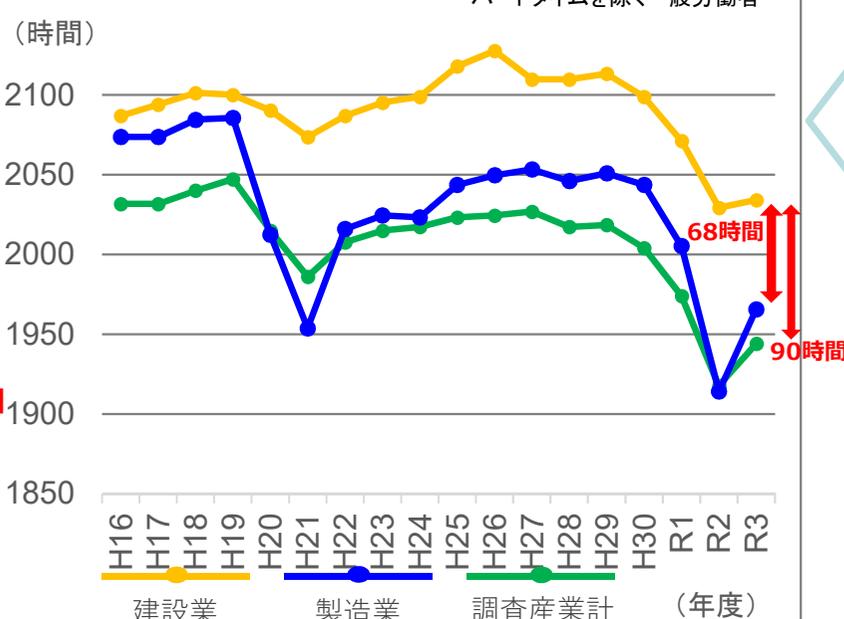
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

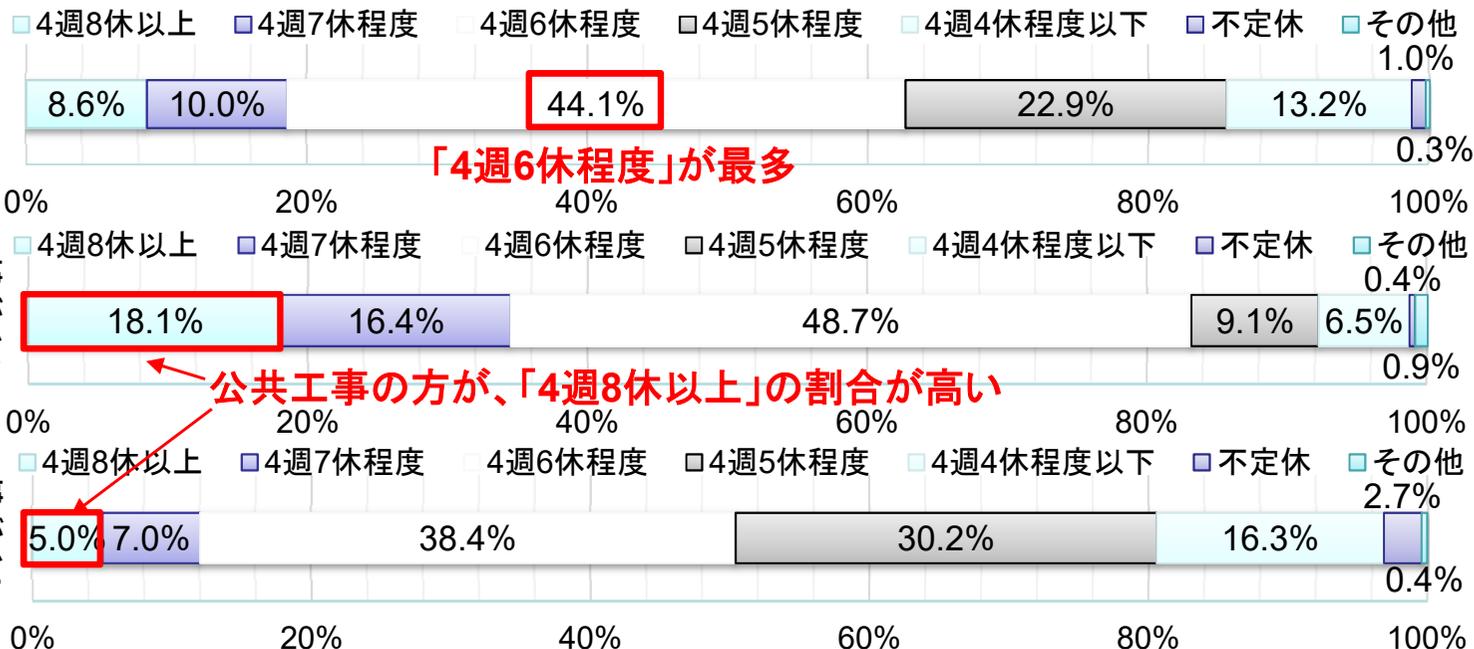
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



「4週6休程度」が最多

公共工事の方が、「4週8休以上」の割合が高い

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)
罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
 - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
 - ③ 年 720時間(月平均60時間)
 - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
 - ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
 - ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
 - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

2. 建設業の賃金引上げに向けた取組

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当**を反映（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比； + 5. 2% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

主要12職種※ （20,822円） 令和4年3月比； + 5. 0% （平成24年度比； + 6 5. 5%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

（主要12職種）

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+ 4. 0%	運転手（一般）	21,859円	+ 5. 8%
普通作業員	20,662円	+ 5. 7%	型枠工	27,162円	+ 3. 8%
軽作業員	15,874円	+ 6. 3%	大工	26,657円	+ 4. 9%
とび工	26,764円	+ 4. 8%	左官	25,958円	+ 4. 0%
鉄筋工	26,730円	+ 3. 6%	交通誘導警備員A	15,967円	+ 7. 1%
運転手（特殊）	25,249円	+ 5. 7%	交通誘導警備員B	13,814円	+ 6. 3%

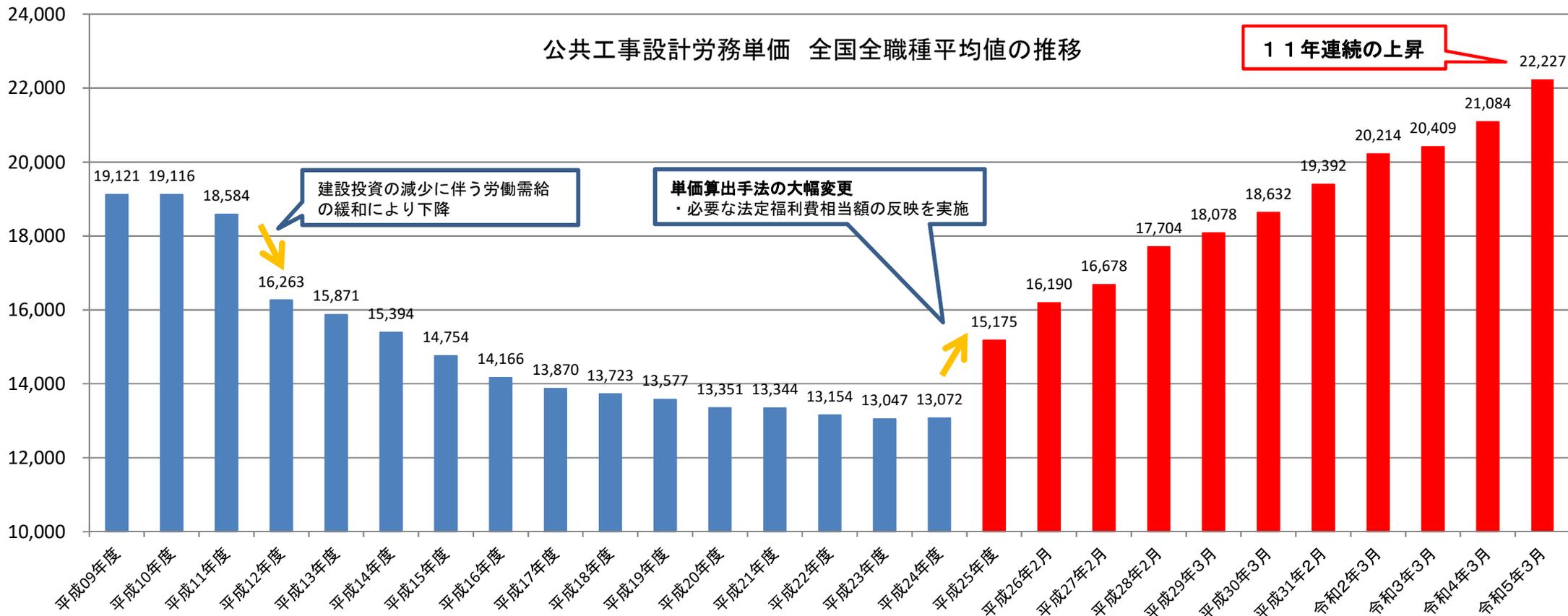
注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

11年連続の上昇

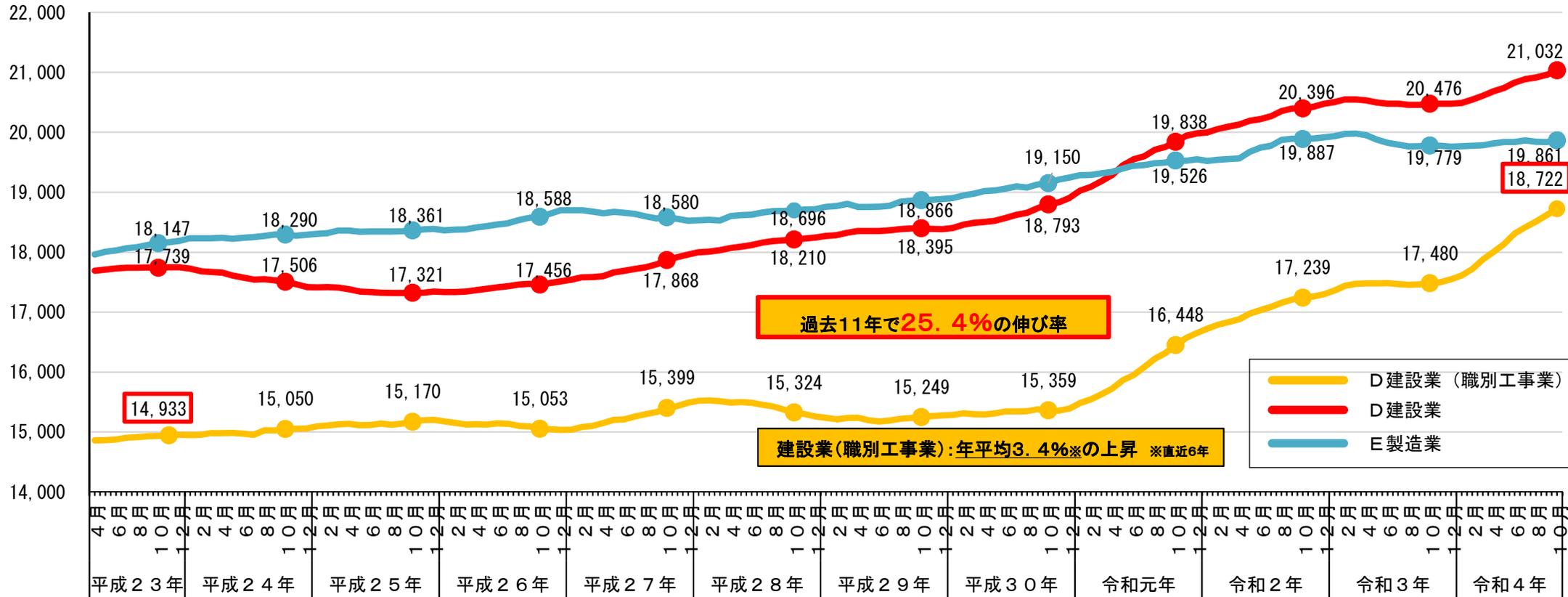


注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移



過去11年で**25.4%**の伸び率

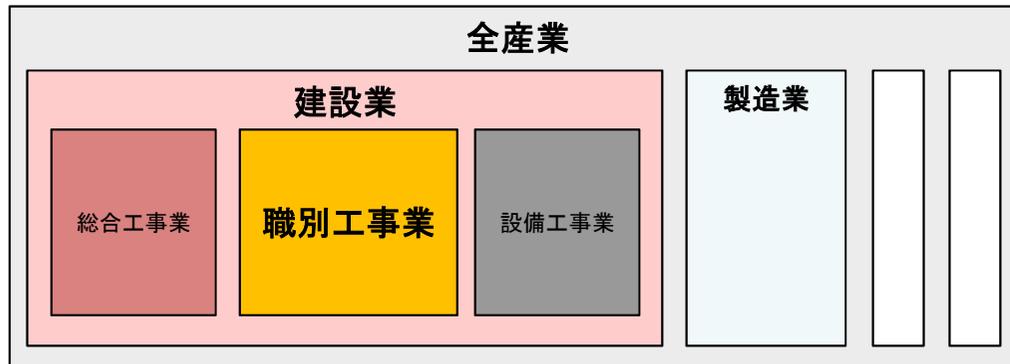
建設業(職別工事業):年平均**3.4%**※の上昇 ※直近6年

(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」の直近12カ月平均

(「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」:「所定内給与」×8/「所定内労働時間」+直近12カ月の「臨時給与(特別に支払われた給与)」/直近12カ月の「出勤日数」)

(産業分類のイメージ)



(定義)

建設業

主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される

(ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

職別工事業

主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される

(ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和4年10月3日)(抄)

物価高が進み、賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、正面から、果敢に、この積年の大問題に挑み、「構造的な賃上げ」の実現を目指します。

まず、官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組みます。



岸田内閣総理大臣年頭記者会見(令和5年1月4日)(抄)

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

第7回 物価・賃金・生活総合対策本部(令和5年2月24日)(抄)

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。



開催概要

日時：令和5年3月29日 17:15～18:15
出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進 等

本意見交換会において、以下のことについて申し合わせを行った。

- 様々な課題があるものの、
本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、
全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



意見交換会の様子

賃金上昇の実現に向けた地方公共団体発注工事における環境整備

- 公共工事の受注者による適正な利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- さらに、都道府県公契連等を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定等

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 市場における労務・資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

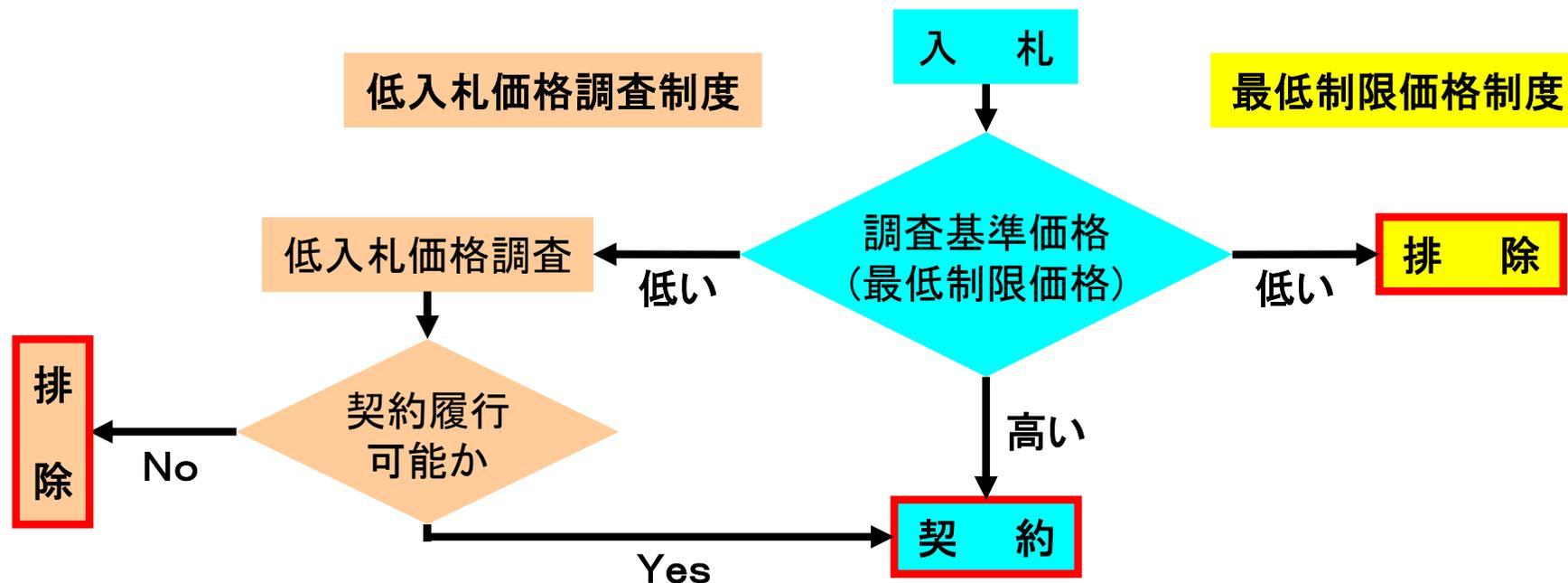
ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則(最低価格自動落札の原則)
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度(後者は地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる



○ 会計法 § 29の6 第1項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

○ 予算決算及び会計令 § 85,86

- ・「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
- ・上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

○ 地方自治法 § 234 第3項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

○ 地方自治法施行令 § 167の10

- ・契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
- ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

低入札価格調査基準の計算式の改定について

- 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.95
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・一般管理費等×0.55

上記の合計額×消費税



H29.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・一般管理費等×0.55

上記の合計額×消費税



H31.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・一般管理費等×0.55

上記の合計額×消費税



R4.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費×0.97
- ・共通仮設費×0.90
- ・現場管理費×0.90
- ・一般管理費等×0.68

上記の合計額×消費税

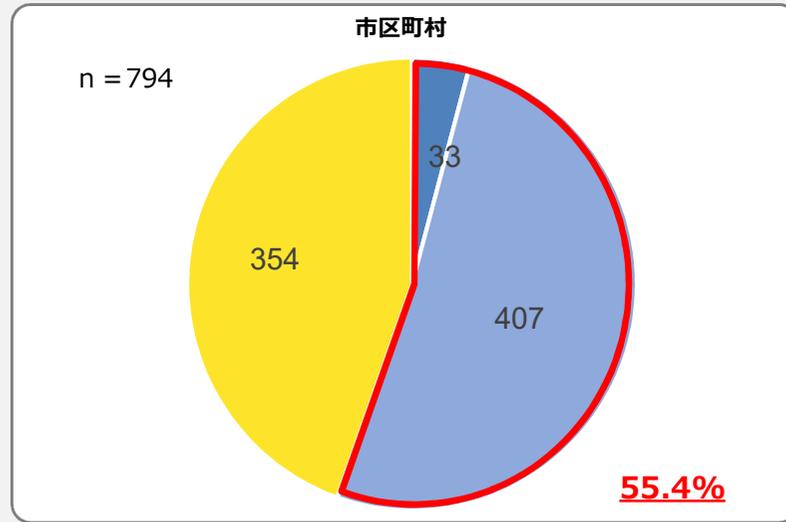
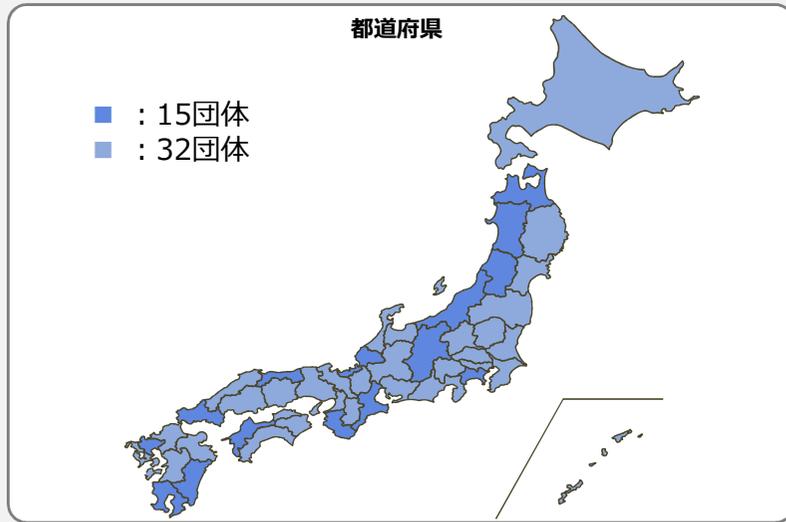
※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

- 都道府県は、**全ての団体***で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用**

※算定式非公表、未導入の団体除く

調査基準価格算定式の設定水準



いずれの制度も未導入の団体

H18 484 団体



H20 359 団体



H24 232 団体



H29 126 団体



H30 109 団体



R 2 88 団体

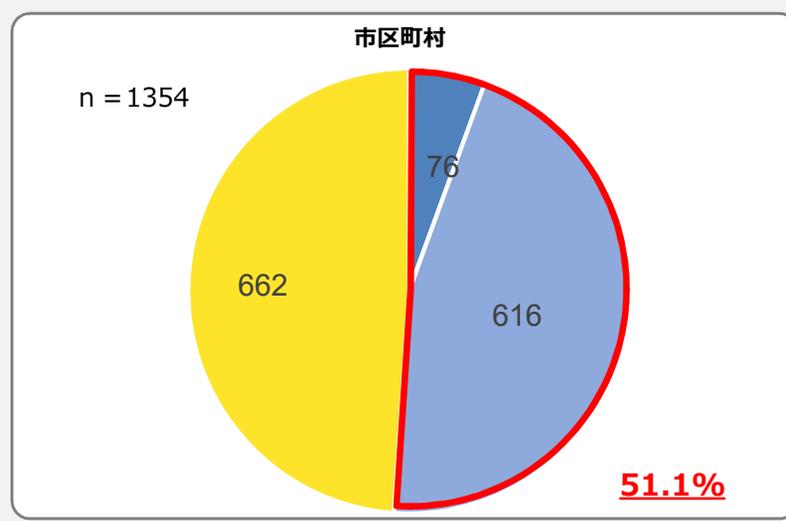
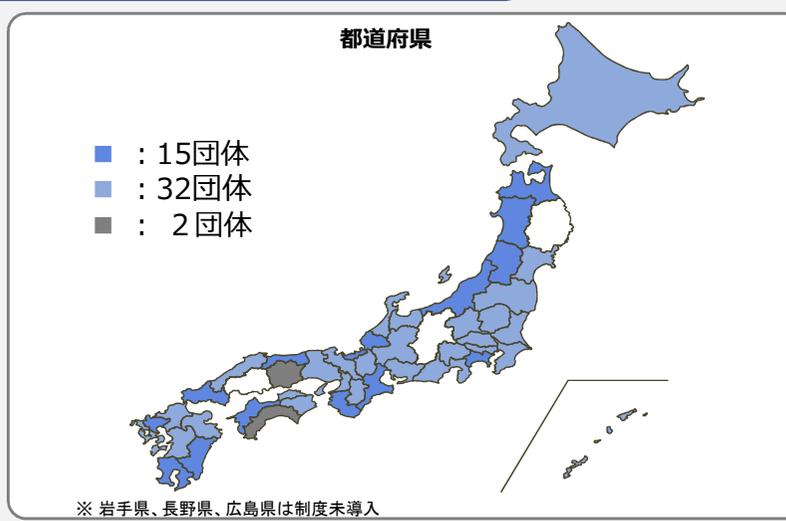


R 3 81 団体



R 4 73 団体

最低制限価格算定式の設定水準



※ 市区町村は、中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計（算定式非公表団体等は集計対象外）

3. 建設業の働き方改革等の推進

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※> ※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者・受注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用等による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 ・災害協定の締結、発注者間の連携 ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 ○調査・設計の品質確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
--	--	--

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

<ul style="list-style-type: none"> ○工期の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入を許可要件化 ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者に関する規制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における建設業者団体の責務の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理責任者に関する規制を合理化 ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備
--	---	---

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

令和5年5月19日 CMセミナー資料 無断転載禁止

適正な工期設定

- 令和元年の公共工物品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

① 週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

② 月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- ・工期設定の指針等を見直し
- ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
- ・新たな経費補正措置の立案を検討
- ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において各地方公共団体に対して直接働きかけ
- ・市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・適正な工期設定について **経済団体本部(経団連等)**での講演等による周知
- ・地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ(予定)

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知> 【厚労省と連携】

- ・都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>

【厚労省と連携】

- ・調査対象：発注者・元請業者

工期の設定に当たっての休日の考慮(公共発注者の取組状況)

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○ ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ハ (略)

<適正化指針:第25(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、特殊法人等・都道府県・指定都市では9割超だが、国では約7割、市区町村では5割未満にとどまる。

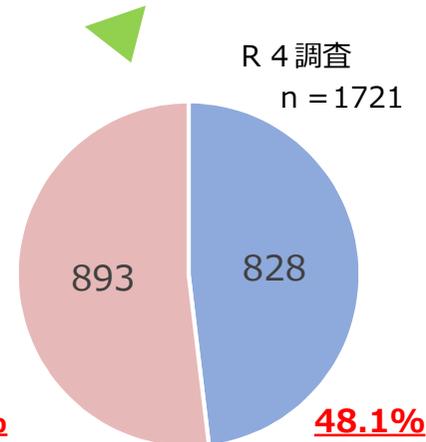
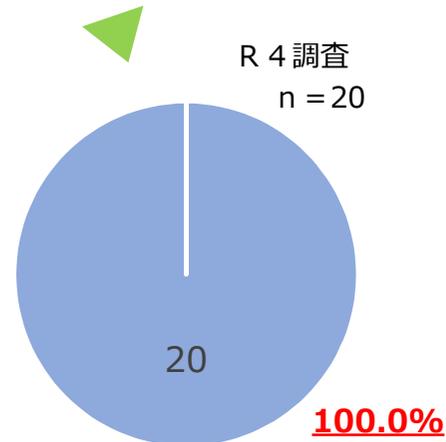
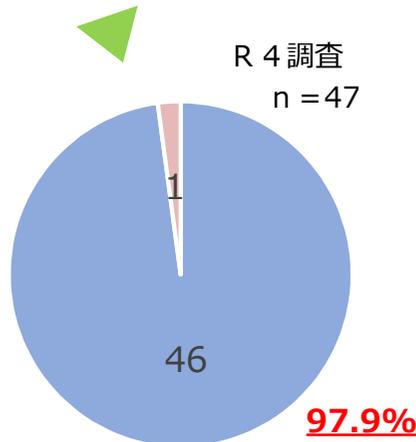
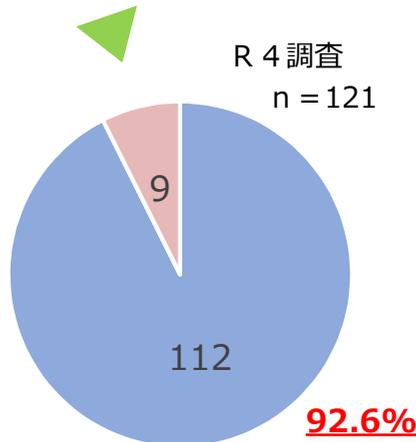
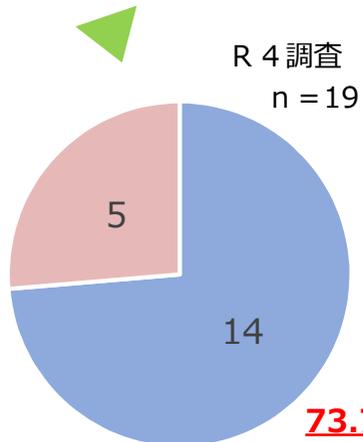
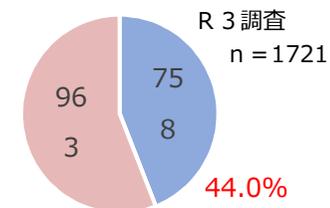
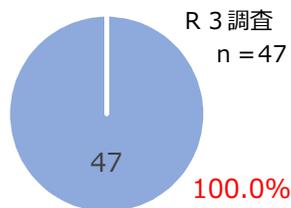
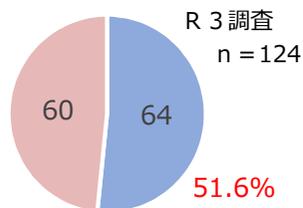
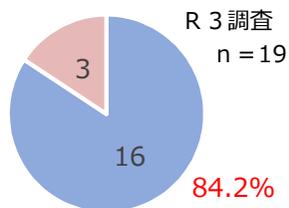
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 考慮している ■ : 考慮していない

[施工時期の平準化] 平準化率とは

○ 平準化率とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

$$\left[\text{平準化率 (件数)} = \frac{\text{(4～6月期の月あたり平均稼働件数)}}{\text{(年度全体の月あたり平均稼働件数)}} \right]$$

STEP 1 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数*を算出

STEP 2 4～6月期の月あたり平均稼働件数 (4～6月において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記赤枠内の月平均稼働件数) を算出

STEP 3 年度全体の月あたり平均稼働件数 (当該年度全体において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記青枠内の月平均稼働件数) を算出

STEP 4 平準化率を算出

【参考】求め方の具体例

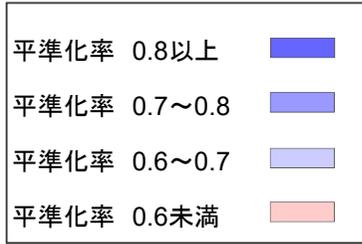
工事名	工期														
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度	
A工事 工期：前年度11/3～9/26	←	→													
B工事 工期：6/5～1/13			→												
C工事 工期：9/17～3/28				→											
D工事 工期：1/21～翌年度5/25											→				
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	2件	3件	2件	2件		
4-6月期の月平均稼働件数		4/3 (件/月)													
年度全体の月平均稼働件数		24/12 (件/月) = 2 (件/月)													

$$\text{平準化率 (件数)} = \frac{\text{(4～6月期の月あたり平均稼働件数)}}{\text{(年度全体の月あたり平均稼働件数)}} = \frac{4/3}{2} = 2/3 = \mathbf{0.67}$$

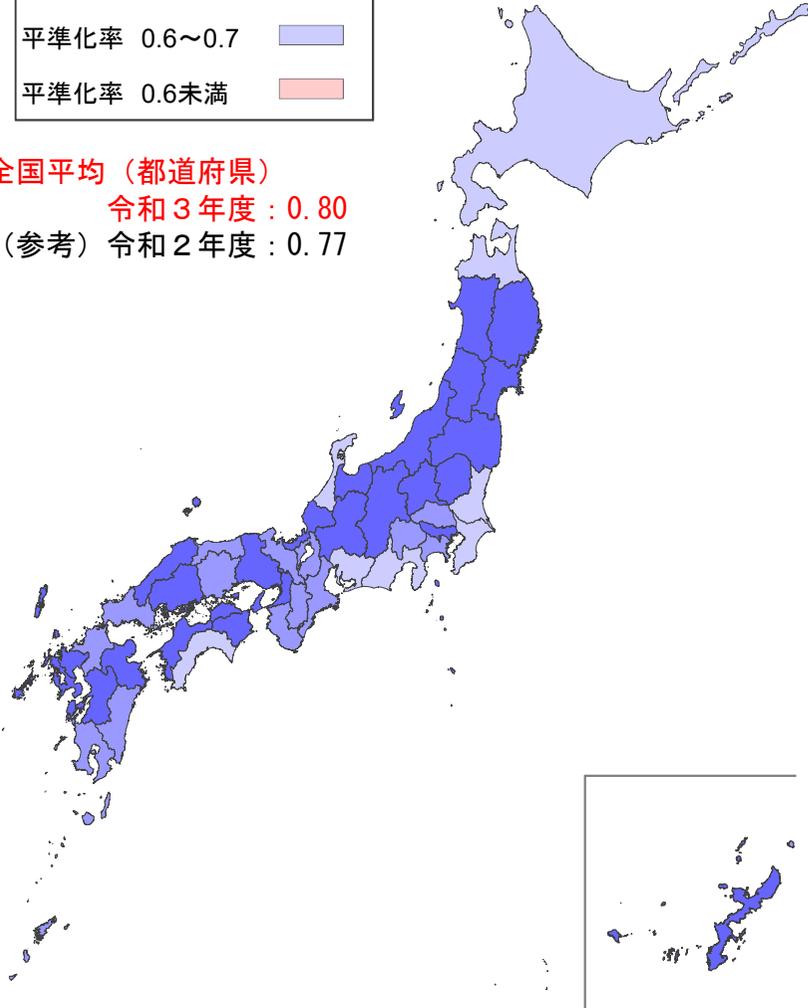
* 工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント
(例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、
4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント)

[施工時期の平準化] 地方公共団体の平準化率

都道府県の平準化率の状況



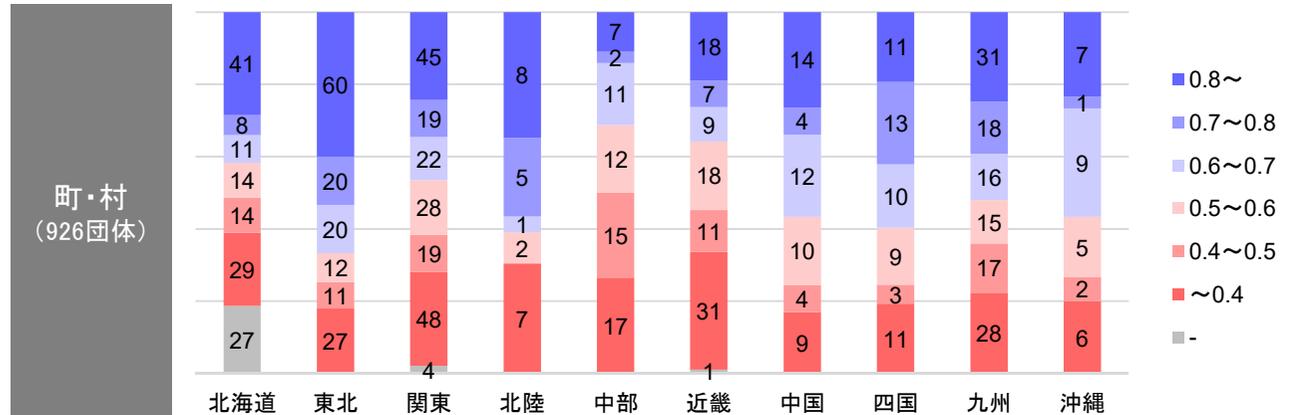
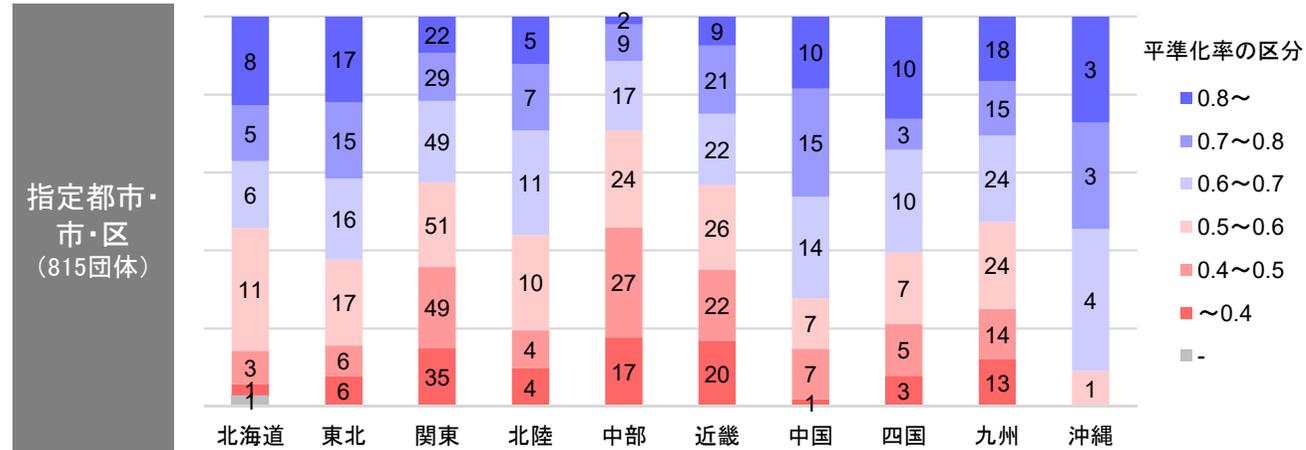
全国平均 (都道府県)
令和3年度: 0.80
(参考) 令和2年度: 0.77



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布 (令和3年度)

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値 (指定都市・市区町村)

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69
令和2年度	0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分

北海道: 北海道
東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸: 新潟県、石川県、富山県
中部: 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿: 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄: 沖縄県

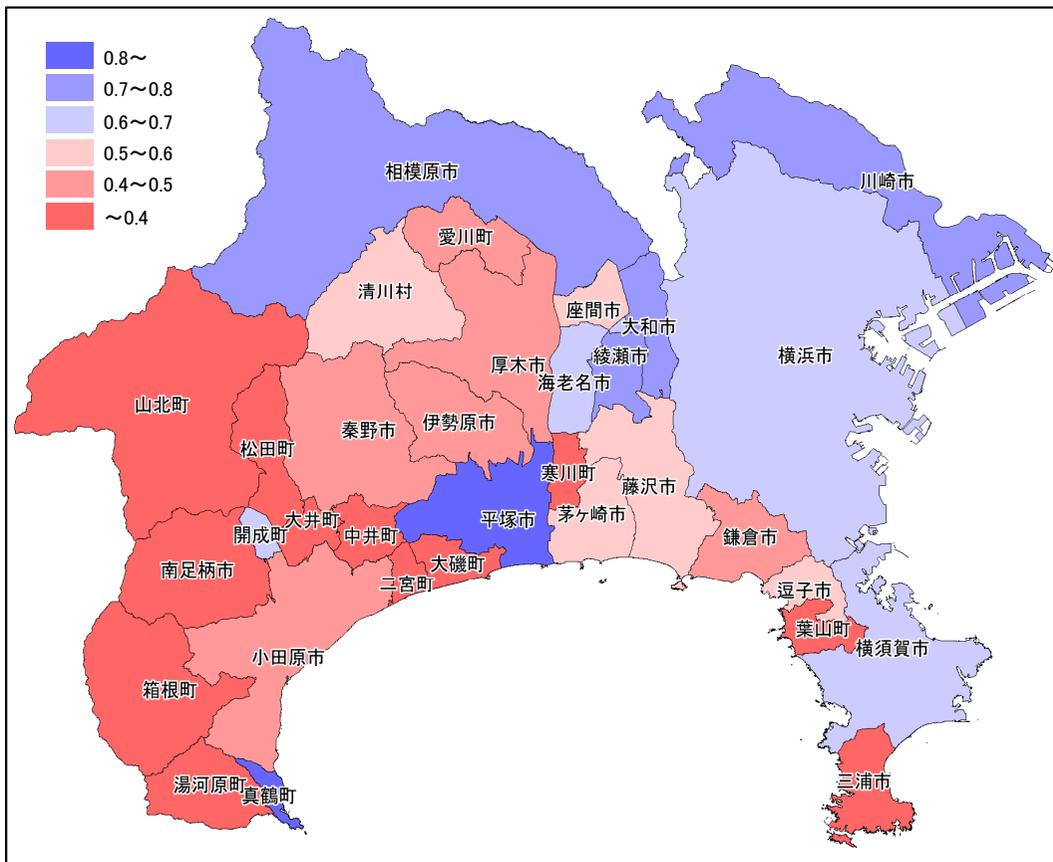
※平準化率の定義: 4~6月期の月あたり工事平均稼働件数 / 年度全体の月あたり工事平均稼働件数
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出
(1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績)

○ **地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「見える化」を実施**（最新版は令和5年1月公表）

○ 主に以下の項目を「見える化」

- － 平準化率
- － 平準化の取組状況（「さしすせそ」の取組）

(例) 神奈川県



神奈川県	0.71	横浜市	0.68	川崎市	0.76	相模原市	0.78
	㊤㊨㊩ ㊪㊫		㊤㊨㊩ ㊪㊫		㊤㊨㊩ ㊪㊫		㊤㊨㊩㊫

横須賀市	0.64	逗子市	0.59	海老名市	0.61	大磯町	0.33	開成町	0.67
	㊮		㊮㊫		㊮㊫		㊮㊫㊬		㊤㊮
平塚市	0.88	三浦市	0.31	座間市	0.58	二宮町	0.38	箱根町	0.29
	㊤		㊮		㊤㊮㊫㊬		㊮㊫		-
鎌倉市	0.41	秦野市	0.49	南足柄市	0.21	中井町	0.30	真鶴町	0.80
	㊤㊫		㊤㊮㊫㊬		㊮㊫㊬		㊬		㊮㊫㊬
藤沢市	0.52	厚木市	0.47	綾瀬市	0.76	大井町	0.29	湯河原町	0.25
	㊤㊨㊩ ㊪㊫		㊤㊮㊫㊬		㊤㊮㊫		㊮		㊮
小田原市	0.41	大和市	0.71	葉山町	0.38	松田町	0.00	愛川町	0.41
	㊤㊮㊫		㊤㊮㊫㊬		㊤㊨㊩㊫		㊤㊮㊬		㊤㊮㊫㊬
茅ヶ崎市	0.59	伊勢原市	0.42	寒川町	0.30	山北町	0.32	清川村	0.50
	㊮㊫㊬		㊤㊮㊬		-		㊮㊬		㊬

(上段: 平準化率)

※定義: 4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度の月あたり工事平均稼働件数

※「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和3年度実績。1件当たり500万円以上)

(下段: 該当する「さしすせそ」の取組状況)

※令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年10月1日時点)より算出

※実績なしの地方公共団体は「-」と表示

国土交通省ウェブサイト:

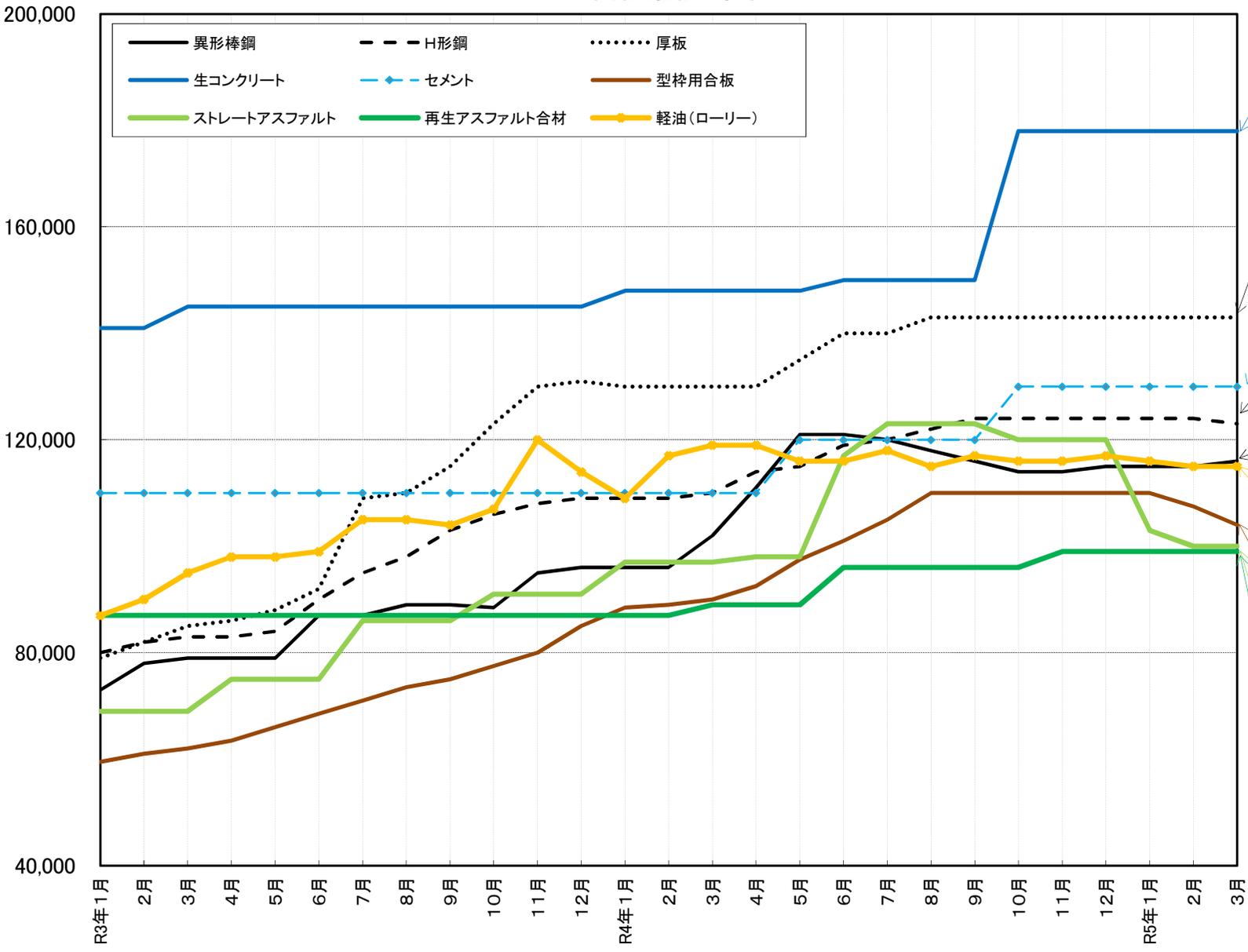
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html

4. 建設資材価格の高騰

○2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
○足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。

(円/単位)

価格推移(東京)



生コンクリート (円/10m³)	2023年3月	¥178,000	(+20.3%)
	(2022年3月)	¥148,000	
厚板 (円/t)	2023年3月	¥143,000	(+10.0%)
	(2022年3月)	¥130,000	
セメント (円/10t)	2023年3月	¥130,000	(+18.2%)
	(2022年3月)	¥110,000	
H型鋼 (円/t)	2023年3月	¥123,000	(+11.8%)
	(2022年3月)	¥110,000	
異形棒鋼 (円/t)	2023年3月	¥116,000	(+13.7%)
	(2022年3月)	¥102,000	
軽油 (円/kl)	2023年3月	¥115,000	(-3.4%)
	(2022年3月)	¥119,000	
型枠用合板 (円/50枚)	2023年3月	¥104,000	(+15.6%)
	(2022年3月)	¥90,000	
ストレートアスファルト (円/t)	2023年3月	¥100,000	(+3.1%)
	(2022年3月)	¥97,000	
再生アスファルト合材 (円/10t)	2023年3月	¥99,000	(+11.2%)
	(2022年3月)	¥89,000	

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、
受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請。
(公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請)
- 都道府県における資材単価の設定状況について見える化し、改善を働きかけ。
市区町村における設定状況についても、調査結果を踏まえ、働きかけ。
- 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ。
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施。

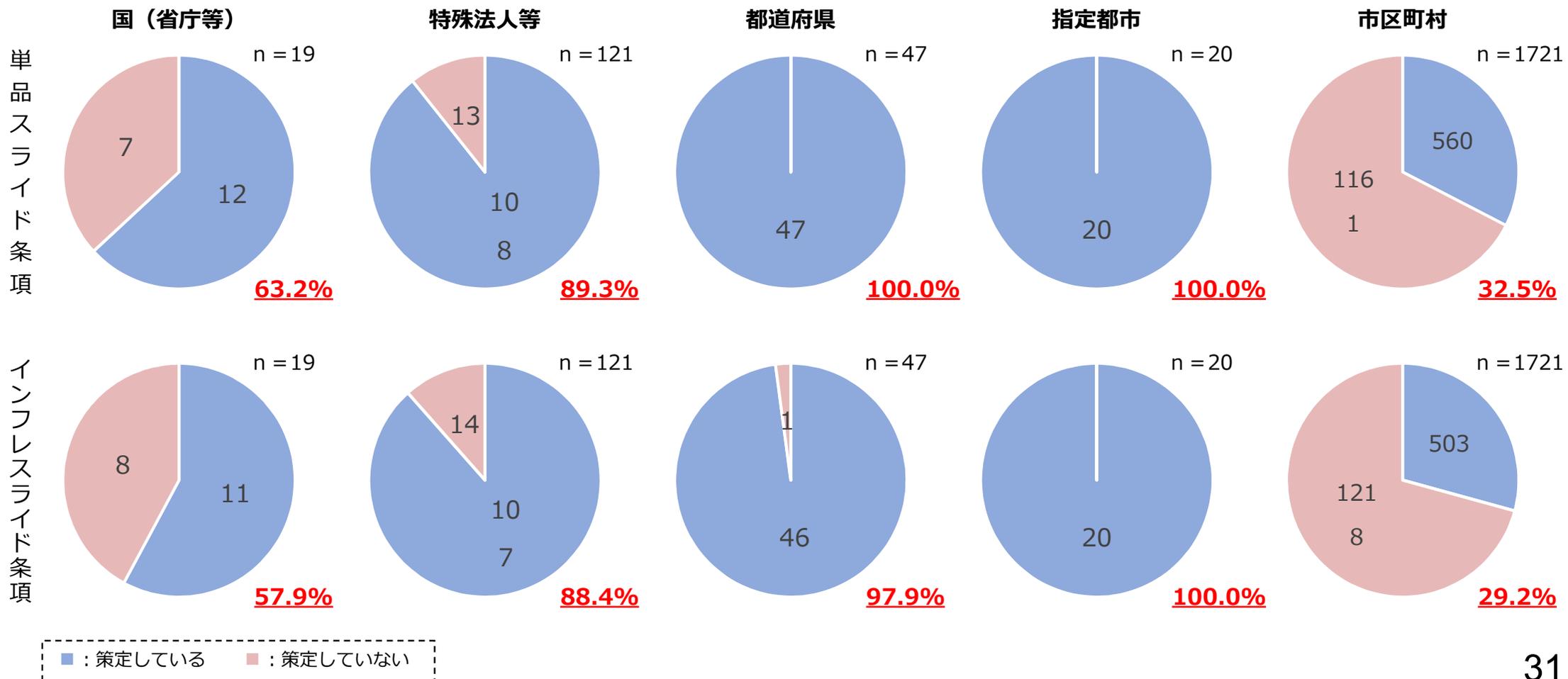
スライド条項の運用基準の策定(公共発注者の取組状況)

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、・・・。 <適正化指針:第25(4)>

単品スライド条項※やインフレスライド条項※の運用基準を策定している団体は、都道府県・指定都市ではほぼ全て、特殊法人等では約9割だが、国では約6割、市区町村では約3割にとどまる。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項,第6項



5. 建設業における今後の施策検討について

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授
	榎並 友理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授
	大森 有理	弁護士
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - － 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - － 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
- ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - － 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
 - ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

8月3日	第1回	論点整理
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②
10月26日	第4回	価格変動への対応
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等
2月6日	第7回	とりまとめに向けた論点整理
3月1日	第8回	とりまとめに向けた議論
3月29日	第9回	とりまとめ

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

➤ 請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

➤ 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。

➤ 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

➤ 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による不当廉売を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。

➤ 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)

請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。

➤ CCUSレベル別年収の明示

技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。

➤ 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限

時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

➤ ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」

国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

➤ 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

6. CM方式活用に向けた国土交通省の取組

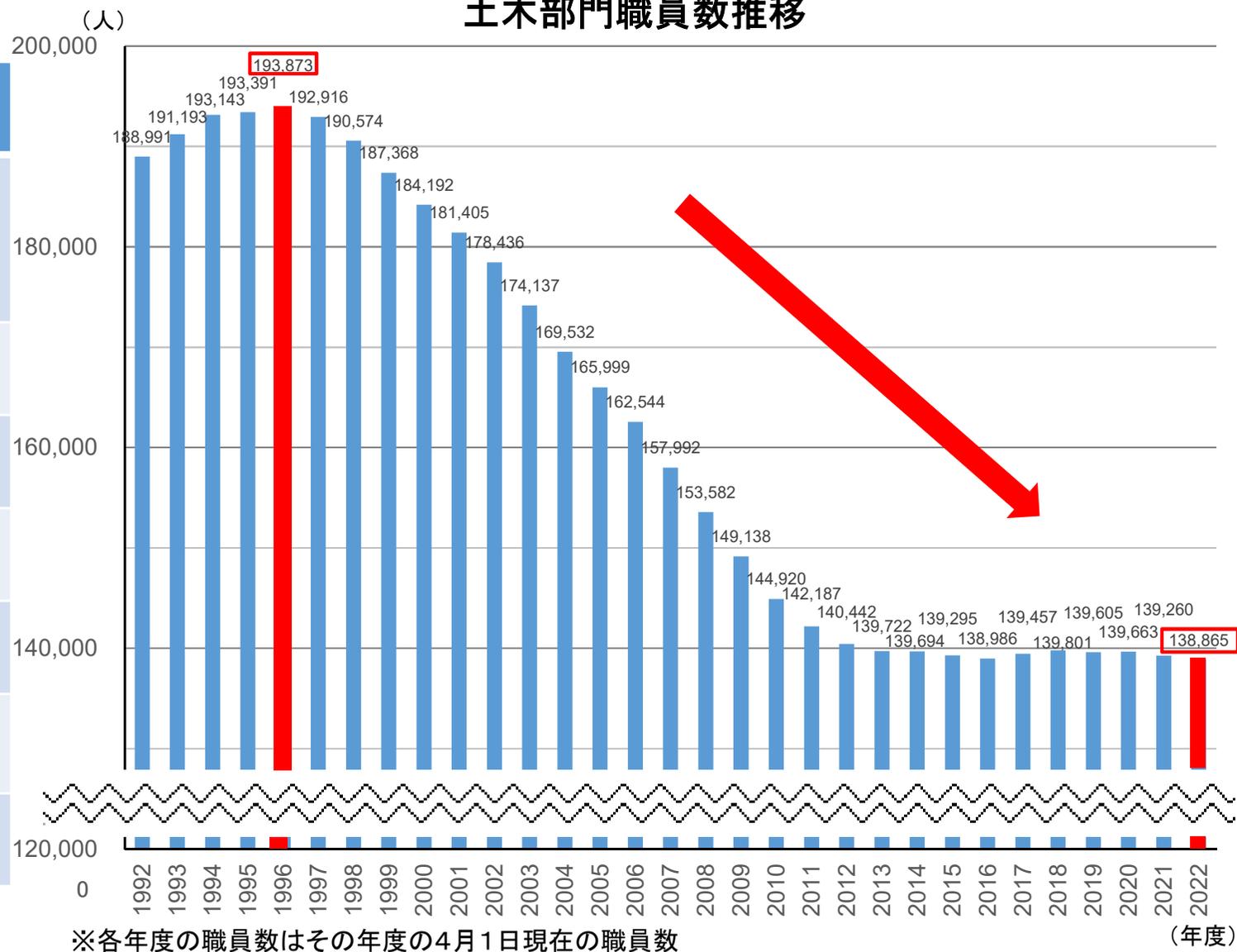
公共工事の発注者側の現状(土木部門職員数)

○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、ピーク時(H8年度)から約28%減

部門別の職員数と増減状況

区分		1996年度	2022年度 (1996年度比)
普通 会計	一般行政	1,174,547	937,510 (▲20.2)
	【うち土木】	【193,873】	【138,865】 (▲28.4)
	教育	1,263,616	1,064,340 (▲15.8)
	警察	255,295	289,074 (13.2)
	消防	149,640	163,612 (9.3)
	計	2,843,098	2,454,536 (▲13.7)
公営企業等会計		431,383	349,128 (▲19.1)
合計		3,274,481	2,803,664 (▲14.4)

土木部門職員数推移



※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等

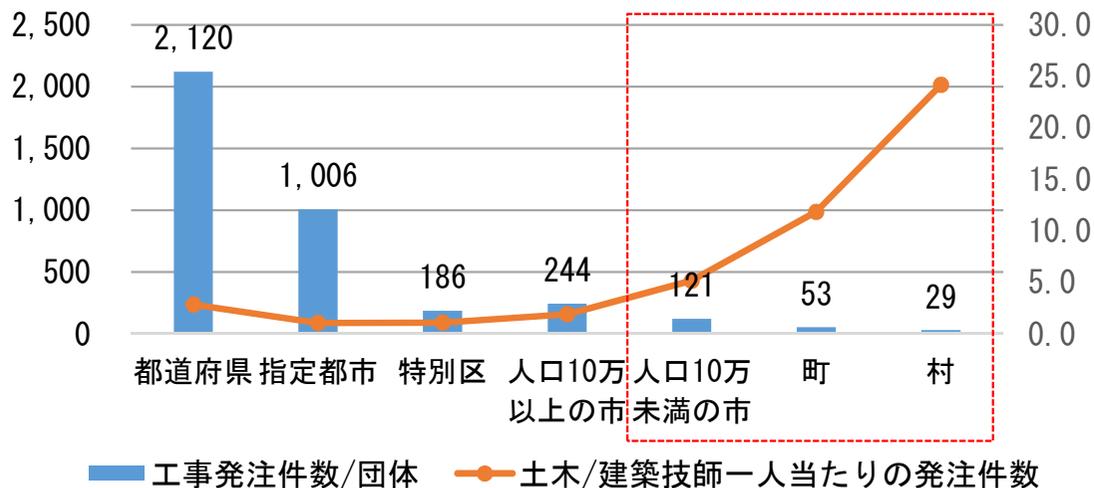
※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

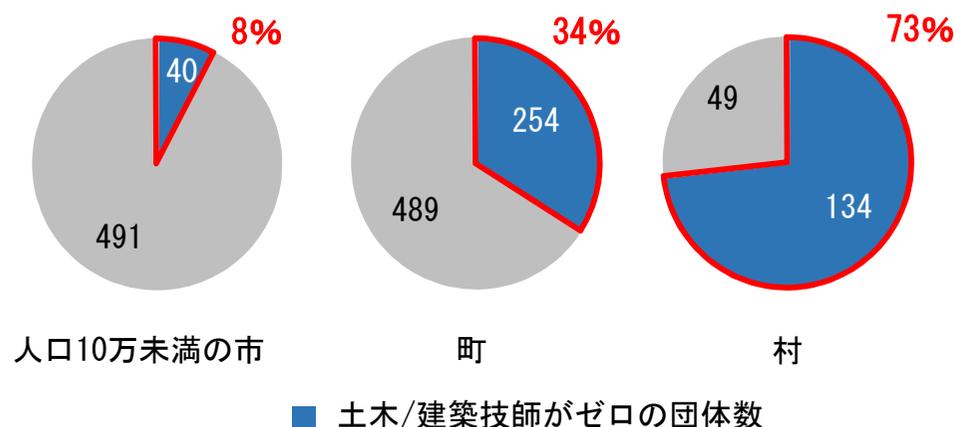
出所:総務省「地方公共団体定員管理調査」

○地域公共発注者では、発注量は相対的に少ないものの、**職員の体制上の制約**もあり、都道府県等に比べて**事務負担が大きく**、入札契約適正化の取組が遅れている傾向がある。

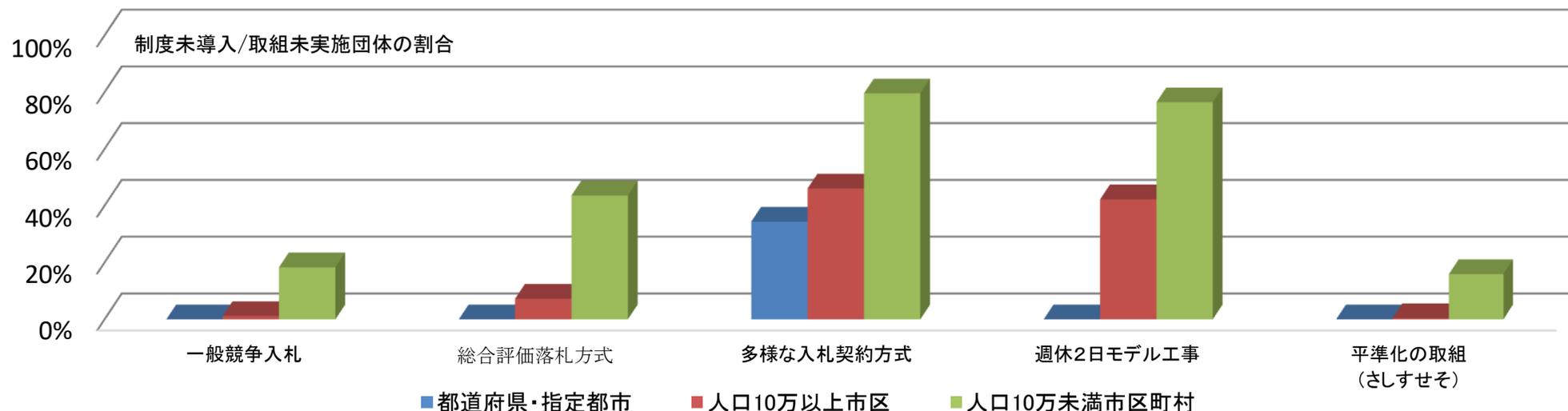
地域公共発注者の職員には著しく大きな負担が発生



土木/建築技師がゼロの自治体が多数存在



「担い手3法」に基づく取組は特に地域公共発注者で遅れ



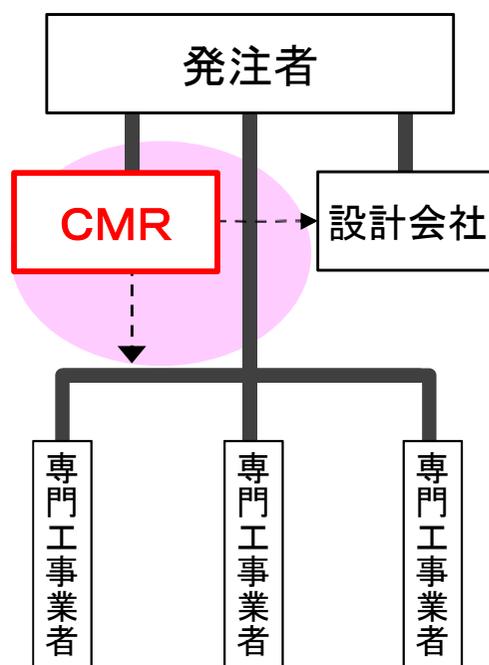
CM方式とは

- **発注者の補助者・代行者であるCMR**（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や発注方式の検討、工程管理、コスト管理など**マネジメント業務の全部又は一部を行う**

段階	CM業務の内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○全体工程管理支援 ○事業費管理支援 ○各種情報管理支援 ○関係者会議運営支援 ○他機関等調整支援（業務・工事間含む）
設計段階	<p>【業務発注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札・契約方式提案 ○発注関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 <p>【業務監督】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援
施工段階	<p>【工事発注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入札・契約方式提案 ○契約関係図書作成支援 ○技術提案等の評価支援 <p>【工事監督】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者の意思決定支援 ○各種技術的助言 ○検査に係る支援(土木)

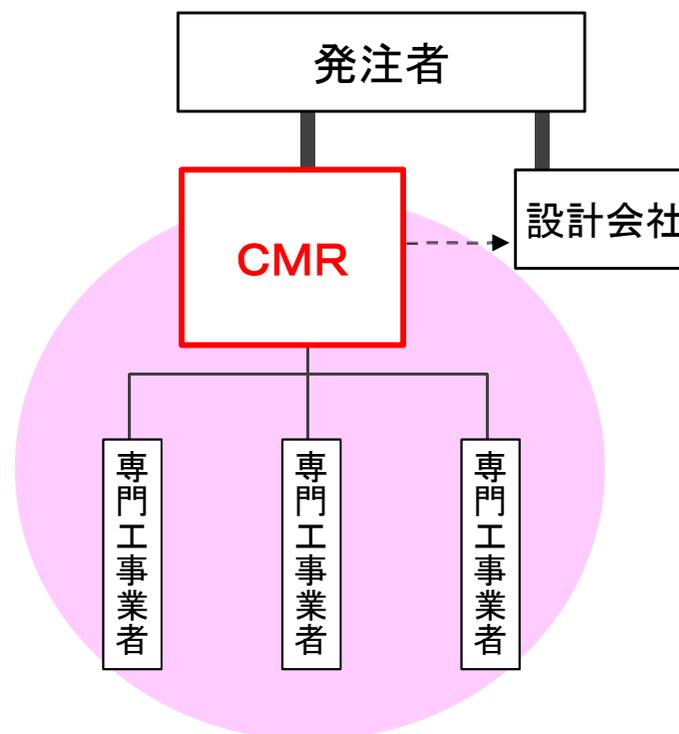
ピュア型CM方式

・CMRが設計・発注・施工の各段階においてマネジメント業務を行う方式



アットリスク型CM方式

・左記のマネジメント業務に加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式



発注者体制

- 多様な建設生産・管理システムの形成による発注者の選択肢の多様化
- 発注プロセスの透明性の確保とステークホルダー（株主、納税者等）への説明責任
- 発注体制の強化（発注者内技術者の量的・質的補完）

コスト

- コスト構成の透明化とそれによる適正価格の把握
- VEなどのコスト・マネジメントの強化

品質

- 品質管理の徹底
- 設計・発注・施工の各段階における民間のマネジメント技術の活用
- 品質・技術に優れた施工者の育成（特に専門工事業者）

○公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用について規定され、**発注者の支援対象範囲に応じた契約方式のひとつとしてCM方式**が位置づけられている

公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品確法）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により **自ら発注関係事務を適切に実施することが困難**であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により **発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用**するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

工事調達の例



※1 Early Contractor Involvement の略

※2 Construction Management の略

※3 Public Private Partnership の略

CM方式活用に向けたこれまでの取組

平成5年12月 中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」

(民間の技術力を積極活用する観点からCM方式について発注者との役割分担の考え方等について検討を進めるべき旨が答申)

平成7年 4月 建設産業政策大綱 (建設産業政策委員会)

(CM業務に対するニーズやCM業務の業態のあり方についても検討する旨が記載)

平成14年2月 『CM方式活用ガイドライン』とりまとめ (国交省・CM方式研究会)

平成19～21年度 CM方式活用協議会、CM方式の契約のあり方に関する研究会

平成24年度～ 東日本大震災の復旧・復興事業におけるCM方式の活用 (復興CM方式) ※設計施工CM、コストプラスフィー等

平成26年6月 公共工事品質確保法の一部改正 ※発注関係事務を適切に実施することができる者(CMR)の活用について規定

小規模な自治体をはじめ、地方の公共発注者がCM方式を利用しやすい環境整備に向けた取組

モデル事業による地方公共団体のCM導入支援

- 庁舎や病院、体育館等の大規模な建築事業の支援
- これらを通じ、CM導入に係る知見・ノウハウの蓄積と水平展開

CM方式の活用に向けた枠組みの検討

- CM方式(ピュア型)の事例把握に関する勉強会 (H29年度)
- CM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会(H30年度～)

令和2年9月 『地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン』『CM業務委託契約約款(案)』策定

令和3年6月 『CM方式活用事例集』策定

地方の公共工事におけるCM方式の更なる実践の拡大 (事例等の情報発信、地域に根差したCMRの育成 等)



概要

1. 本ガイドラインの位置付け

1.1 背景・目的

2. CM方式の概要

2.1 CM方式とは 2.2 CMの役割

2.3 建築／土木事業の主な性質等の違い

2.4 品確法上のCM方式の位置付け

3. P2A型CM方式の現状

3.1 P2A型CM方式の活用状況と活用の背景

3.2 P2A型CM方式の基本的な枠組み

4. P2A型CM方式の活用にあたって

4.1 CMRの業務内容と業務分担

4.2 CMRの業務報酬の積算の考え方

4.3 CMRの参加要件

4.4 CMRの選定方法

4.5 CM業務の契約図書

4.6 活用にあたっての留意事項

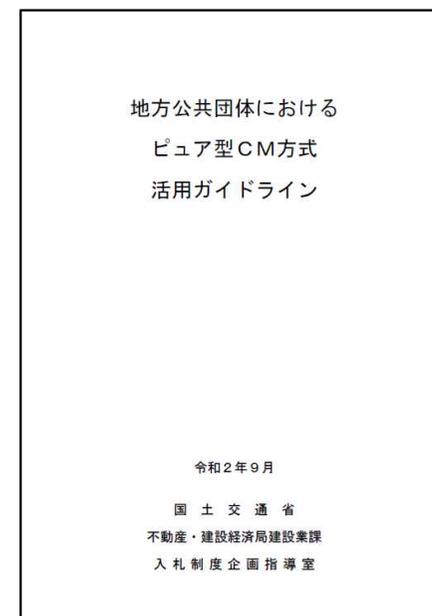
5. P2A型CM方式の検討事項

5.1 CMRの制度上の位置付けについて

6. 添付資料

CM業務委託契約約款(案)

各段階におけるCM業務役割分担表(例)



地方公共団体における P2A型CM方式活用ガイドライン

建築・土木事業の各段階における役割分担表（例）

役割分担表の例（建築事業）

各段階におけるCM業務役割分担表(例)(建築)

※設計者、工事監理者については表中、空欄の箇所についてもそれぞれ<工程等>3、4の業務の一部として実施することがある。
 ※工事監理者の業務内容について、詳細は「公共建築の工事監理等業務委託マニュアル」を参照
 ※工事監督職員・設計業務調査職員とCM業務調査職員が異なる場合、CMRはCM業務調査職員を通じてマネジメントを行う。

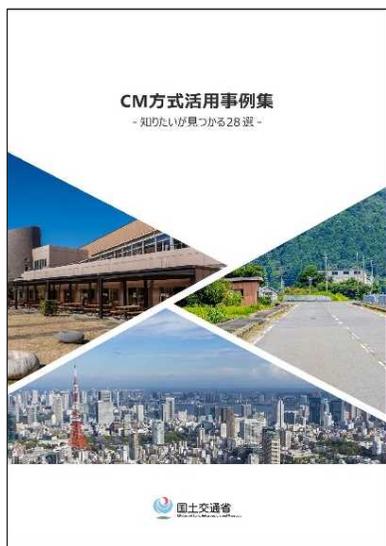
プロジェクトにおける業務項目	事業関係者						特 記	CM業務内容	
	委託者		CMR	設計者	工事 監理者	工事 受注者			
	検査 職員	工事 監督 職員							
VI. 工事段階									
<工程等>									
1	工程把握		実施	助言			報告	CM業務受託者は、工事受注者からの履行報告又は実施工程表に基づく工程を把握し、工事促進に関して委託者に助言する。	
2	工事の中止		実施	支援				CM業務受託者は、委託者が行う工事の全部若しくは一部の施工を一時中止することの必要性の検討及びその必要があると認められるときの中止期間の検討について支援する。	
3	設計意図伝達業務等の設計者が実施する業務		(実施)	※	実施		受理	設計者が委託者(設計業務調査職員、工事監督職員)を通じて実施 ※設計意図伝達業務等の実施の支援を含める場合の役割分担はIV.基本設計・実施設計業務段階による	
4	工事監理業務等の工事監理者が実施する業務 (公共の工事で発注者が行うべき業務を除く)		(確認)				実施	受理	—
<工事の履行の確保>									
1	事前調査 (官公庁等への届出等)		確認	支援				実施	CM業務受託者は、委託者の指示のもと、工事受注者が行う下記の事前調査業務について、委託者による確認を支援する。 ① 官公庁等への届出の把握 ② その他必要な事項
2	施工計画書 (品質確保計画・施工図面・施工体制等)		受理				確認※	提出	※<工程等>4に含まれる
3	契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、受理等		実施	支援					CM業務受託者は、契約書及び設計図書に示された委託者が行う工事受注者に対する指示、承諾及び受理等について必要に応じて支援する。
4	工事施工状況の把握及び確認等		実施				支援※	報告	※<工程等>4に含まれる

事例集の概要

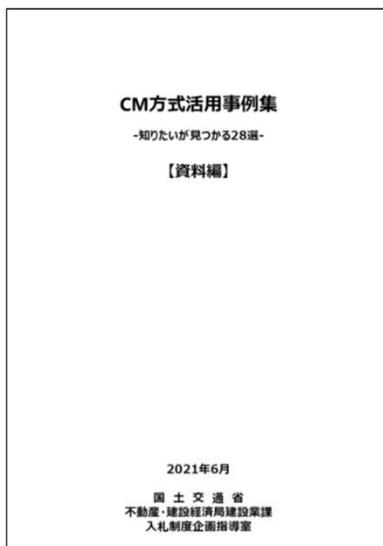
- 全国の地方公共団体におけるCM方式を活用した事業の中から、**重点的に活用されている分野（災害復旧事業、庁舎・学校・病院等の建築事業等）**を中心に28事例（建築事業20事例、土木事業8事例）を掲載
- 事業の抱えている課題とCM方式導入による効果（課題解決）について、ポイントとなる項目を抽出。品質・コスト・スケジュール等に分類することで、**導入成果をより具体的に把握**できるよう整理
- 発注者の実施体制やCM方式導入の経緯、発注手続きの事例など、**実務担当者にとって参考となる情報**を掲載

事例集の構成

事例集（本編）



事例集（資料編）



・ 契約内容、実施体制、効果に加え、CM導入に係る端緒や過程、活用のポイントについて、28事例を紹介

・ 募集要項、特記仕様書、役割分担表など、発注図書の内容を掲載

事業概要

目的と効果 実施体制

契約内容 発注者の声

採用までの経緯 CMRの声

【事例16 - 香川県善通寺市】 善通寺市新庁舎建設事業

事業概要

延床面積	約 9,900㎡
階数・構造	5造、地上4階建
事業費	約 45億円（予定額）
建設年度	2022年度
発注方式	設計・施工分離発注方式

CM方式導入の目的、成果、事業実施体制

CM方式導入の目的・成果

- 必要機能、市民の要求等を確実に反映した設計品質の確保
- 既存施設の耐震性が不足しているため、できる限り早期の庁舎建設が必要
- 適切な発注方式、時期の選定、地域の実情を踏まえた競争入札の選定により、庁舎内の事業実現が必要
- 数十年に一度の大事業に対する経験不足から、必要な手続きや各種検討などの実施において不安があった。

CM方式導入の目的・成果

- 設計者に加え、CMRにより必要機能を精査、設計仕様等について、設計者とCMRの両者の意見を踏まえた上での発注仕様・仕様決定を行うことができた。
- 設計者や高力ガレ、の操作期間の見直しができる時期であったため、メーカー等へのヒアリング実施などにより情報を収集し、工期短縮案件の発注が図れた。
- 設計仕様の適正化などの工夫によって概算事業費の確定が実現
- 競争入札の選定を図るべく、市場動向や地域実情を踏まえた最適な入札契約方式を選定できた。
- 設計事項の明確化により、適切な事業選定が図れた。
- 関係法令に基づき必要となる各種手続を抽出し、「確認」、「踏査」、「調査」、「設計」まで実施する必要があるものを明確に整理することができた。

CM方式活用のポイント（発注者の声）

- 対象事業の計画段階からCMRの支援による事業スキーム構築を図ることが、事業を円滑に進める上で非常に重要ではないかと考える。
- 設計者とCMRの役割、機能を十分に引き出すためには、事業推進体制や各者の役割分担、発注者側の意思決定体制の明確化など、CMRに任せきりでなく、発注者側も自身をうまくマネジメントしていく必要がある。

CM業務の契約内容等

CM方式採用までの経緯等、CMRの声

1. 事業スケジュール

基本計画完了	2015年9月	CMR選定完了	2017年5月
基本設計完了	2016年1月	設計者選定完了	2017年6月
実施設計完了	2019年12月	設計施工分離発注完了	-
工事着工	2020年5月	施工着工完了	2020年5月
竣工	2022年9月	竣工	2022年9月
供用開始	2022年1月	供用開始	2022年1月

2. 事業着工までの経緯

3. CMRの選定・契約など手続

4. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

5. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

6. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

7. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

8. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

9. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

10. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

11. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

12. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

13. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

14. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

15. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

16. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

17. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

18. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

19. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

20. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

21. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

22. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

23. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

24. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

25. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

26. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

27. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

28. CMR業務委託の発注や予定価格の決定方法

建築事業

【施設用途】	発注団体
【庁舎】	山形県 米沢市
【体育館】	茨城県 水戸市
【学校】	千葉県 市原市
【庁舎】	東京都 府中市
【庁舎】	東京都 清瀬市
【学校】	東京都 中野区
【学校】	東京都 練馬区
【市民ホール】	神奈川県 小田原市
【庁舎】	神奈川県 横浜市
【庁舎】	山梨県 丹波山村

【施設用途】	発注団体
【庁舎】	長野県 上田市
【病院】	静岡県 島田市
【体育館】	三重県 四日市市
【文化会館】	兵庫県 養父市
【庁舎】	奈良県 桜井市
【庁舎】	香川県 善通寺市
【庁舎】	福岡県 鞍手町
【総合運動場】	佐賀県
【庁舎】	熊本県 宇土市
【多目的アリーナ】	沖縄県 沖縄市

土木事業

【事業区分】	発注団体
【道路】	岩手県
【道路】	宮城県
【道路】	宮城県
【道路】	福島県

【事業区分】	発注団体
【港湾施設】	福島県
【河川】	福島県
【造成・改修等】	福島県 浪江町
【道路】	東京都 渋谷区

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html

事業の目的

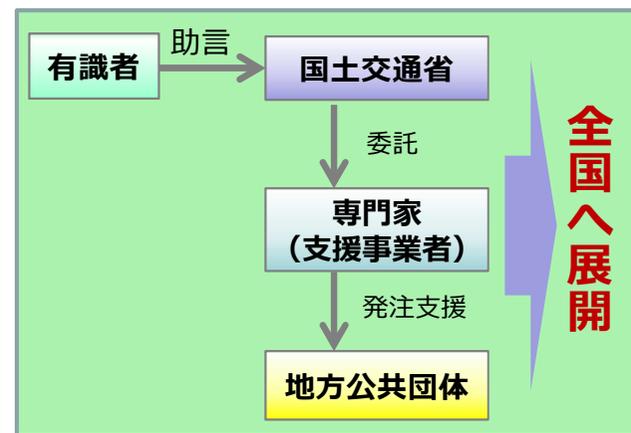
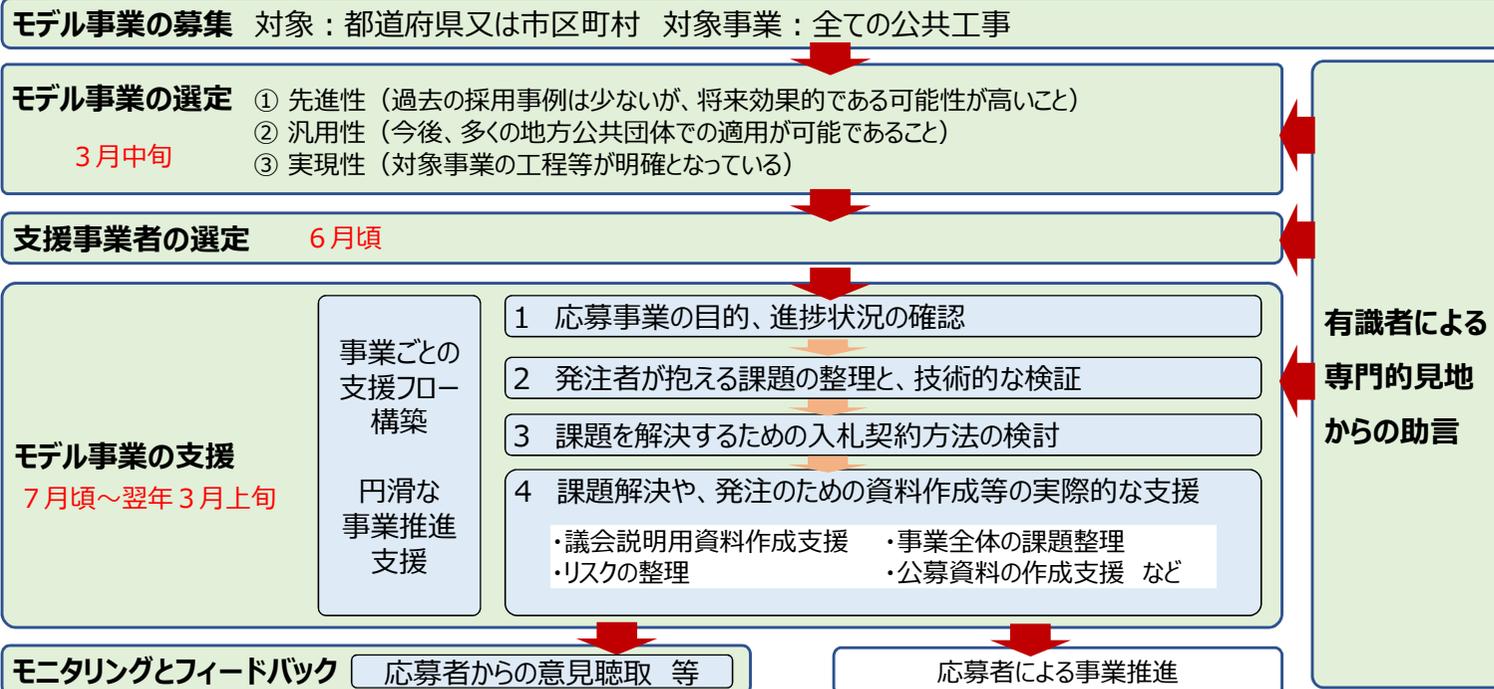
- 発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を支援、入札契約制度等の改善を支援
(H26～29：多様な入札契約方式モデル事業、 H30～：入札契約改善推進事業)
- 支援による成果を、他の地方公共団体に展開

事業のスキーム

- 有識者と国土交通省が連携し、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体が実施を計画している事業からモデルとなる事業を選定し、専門的知見を有する支援事業者を派遣
- 支援事業者による発注支援を通して得られた知見と成果を全国に展開

事業の運営フロー

※時期は予定です。



年度	自治体名	事業名	入札契約方式（支援事業による提案）					
			設計・施工				CM 方式	その他
			分離		一括方式			
			－	技術 協力	DB	D+B		
H26年度	大仙市（秋田県）	除雪業務						地域維持型方式
	宮城県	除雪業務						地域維持型方式
	相模原市（神奈川県）	下水道管敷設事業			●			総合評価方式（高度技術提案型）
	新城市（愛知県）	新城市庁舎建設事業		●				
	大阪府	施設の軽微な補修事業						補修工事マニュアル、標準仕様
H27年度	水戸市（茨城県）	体育館建設事業		●			●	
	四日市市（三重県）	体育館建設事業		●			●	
	清瀬市（東京都）	新庁舎建設事業	●				●	
	府中市（東京都）	新庁舎建設事業	●				●	
	島田市（静岡県）	新病院建設事業	●				●	
H28年度	小田原市（神奈川県）	市民ホール建設事業				●	●	
	野洲市（滋賀県）	病院建設事業	●					
	中土佐町（高知県）	新庁舎等建設事業	●					
	高松市（香川県）	給食センター建設事業		●				
	善通寺市（香川県）	新庁舎建設事業	●		●		●	
H29年度	板橋区（東京都）	小中学校等空調設備 一斉更新事業						維持管理/機器支給/コストオン 方式
	上田市（長野県）	庁舎改修・改築事業		●	●		●	
	桜井市（奈良県）	新庁舎建設事業				●	●	
	徳島県・美波町（徳島県） ※共同申請	大規模災害を想定した 復旧・復興事前検討事業						各段階における入札契約方式の備え

年度	自治体名	事業名	入札契約方式（支援事業による提案）					
			設計・施工				CM 方式	その他
			分離		一括方式			
			－	技術 協力	DB	D+B		
H30年度	愛川町（神奈川県）	施工時期等の平準化検討事業 地域の担い手確保対策検討事業						平準化施策、地域企業育成型発注
	むつ市（青森県）	道路除排雪に係る改善検討事業						－
	四万十市（高知県）	文化複合施設整備事業	●					
	横須賀市（神奈川県）	こども園整備事業	●					
H31年度	調布市（東京都）	施工時期等の平準化事業						平準化の推進
	渋谷区（東京都）	猿樂橋架替に伴う擁壁等更新事業		●			●	
	四日市（三重県）	近鉄四日市駅周辺等整備事業		●				
R2年度	入善町（富山県）	海洋深層水取水設備整備事業				●	●	
R3年度	岡山県	公共工事入札契約改善勉強会						県内市町村参加による勉強会の開催
	葛城市（奈良県）	入札契約適正化の検討						入札契約適正化全般の改善検討
R4年度	中富良野町（北海道）	中富良野小・中学校改築事業、入札契約制度改善	●					入札契約適正化全般の改善検討
	柏崎市（新潟県）	用途廃止公共建築物解体事業						標準モデル案の作成
	津南町（新潟県）	津南町立ひまわり保育園増築事業	●				●	

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000717.html

- 都道府県公契連での働きかけと連携し、地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化
- 入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や、平準化関連の事例紹介や助言等を行う相談体制を新設

地方公共団体の入札契約担当者向け

入札契約適正化相談窓口

～入契適正化法に基づく地方公共団体の取組の普及浸透をサポート～

① 入契ワンポイントナビ

② 入札契約改善アドバイザー ※

※従来の「入札契約方式等相談窓口」を移行

③ 平準化推進ヘルプデスク

入札契約適正化法に基づく各種取組に関する一般的な相談やワンポイントアドバイスについて
電話・メールで都度受付

電話 (①のみ) TEL 03-5253-8278
メール hqt-nyukei-hotline@gxb.mlit.go.jp

入札契約方式等に関して、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-tokennyuki@gxb.mlit.go.jp

平準化の取組に関して、事例紹介、個別具体的な助言等を実施

メール hqt-heijunka@gxb.mlit.go.jp

(注) 個別の紛争等について見解を示す趣旨のものではありません。
メールでお問い合わせいただいた場合など、回答には一定の時間を要することがあります。

建設業者、一般の方向け

建設業フォローアップ相談ダイヤル

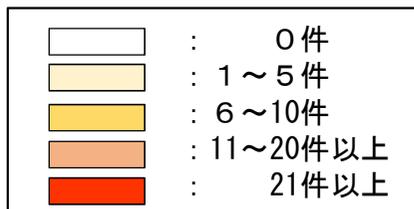
法令解釈、社保未加入対策等に関する問合せを受付

建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

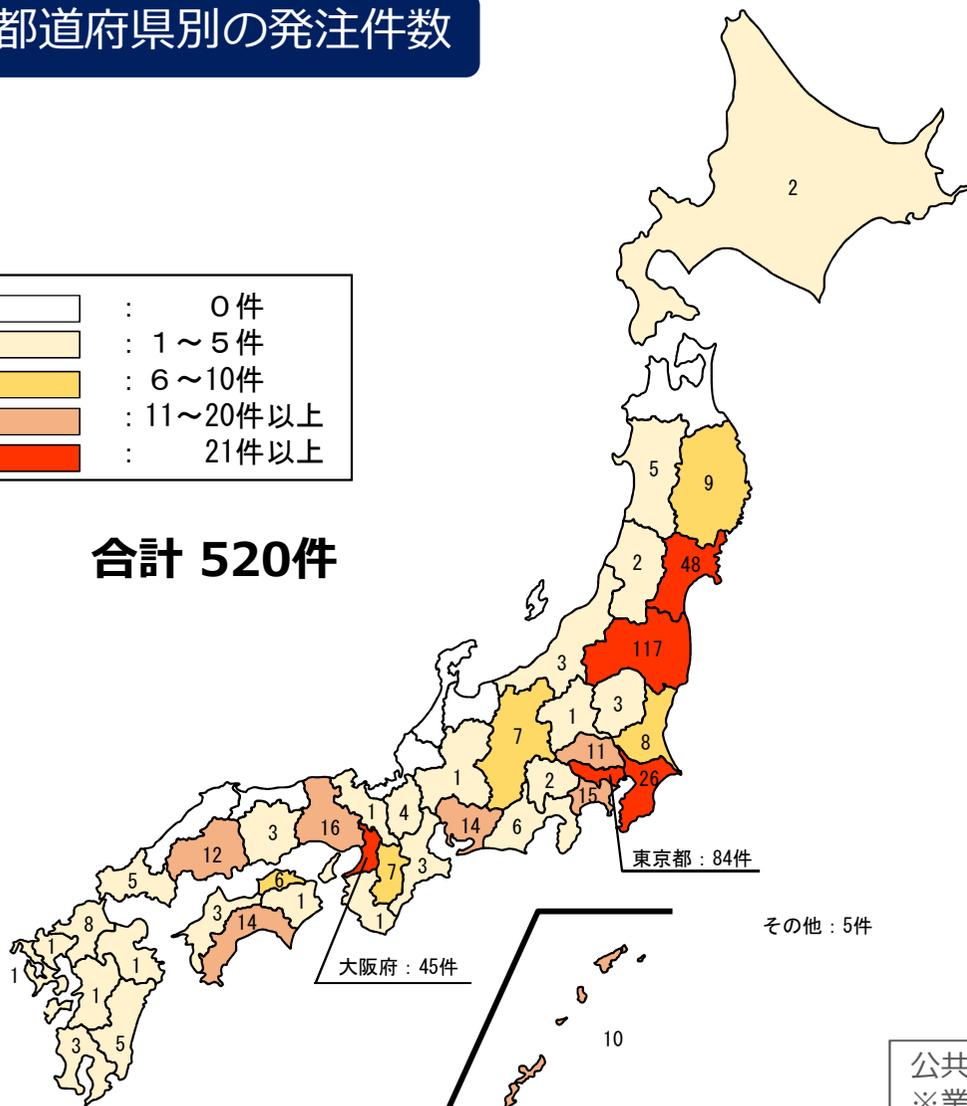
主に大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反の通報を受付

- 公共事業においては、520件の活用実績（建築事業：340件（21社）、土木事業180件（26社））
- 地域別の分布では、土木は福島県と宮城県の実績が太宗で、建築は東京都や大阪府などの都市部での実績が多く、全体では北海道・東北、関東、近畿で全体の約8割を占める

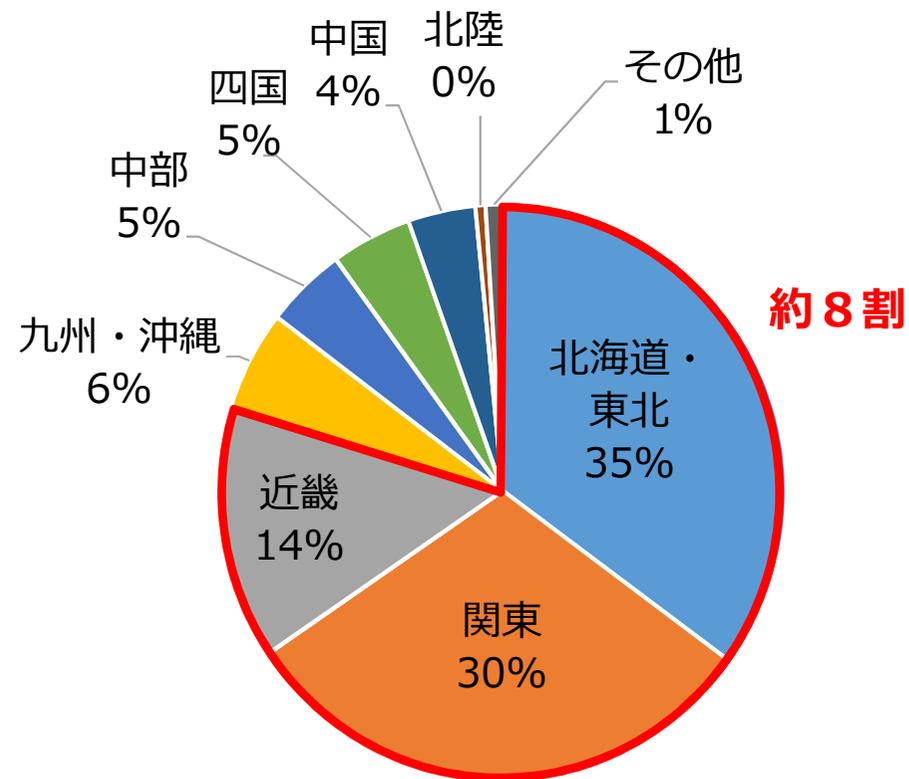
都道府県別の発注件数



合計 520件

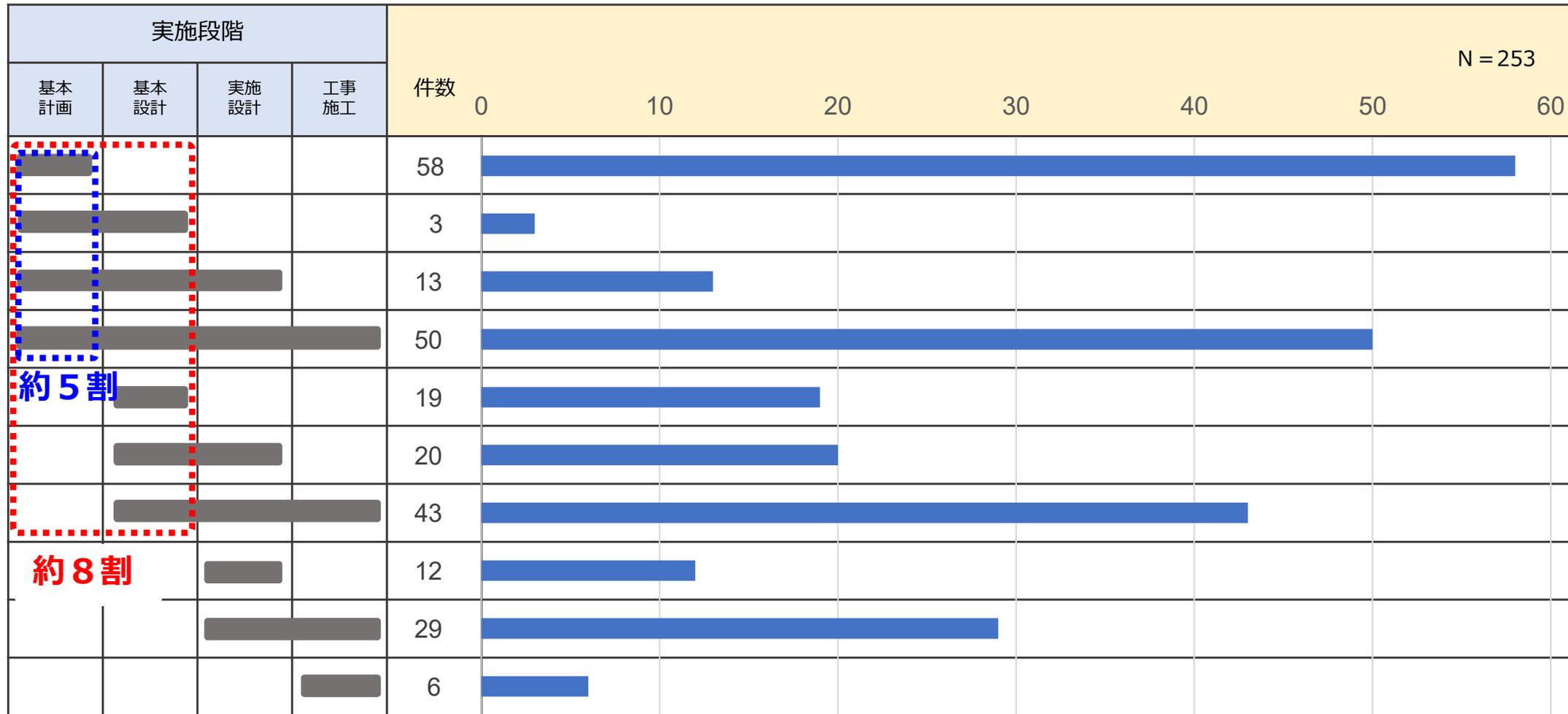


地域別の構成比率



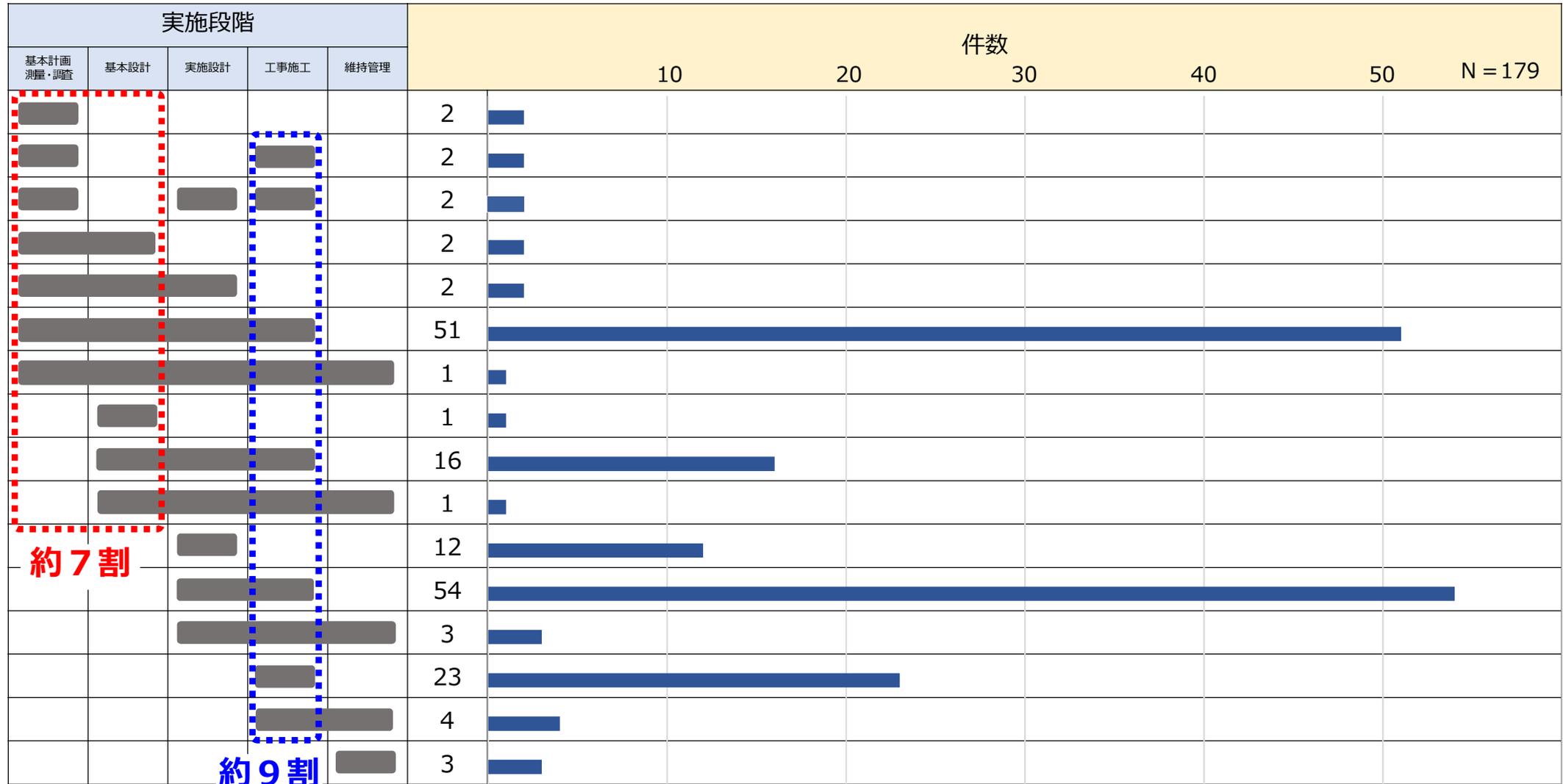
公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査（令和5年1月 国土交通省）
※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ

- 約8割のケースが基本計画・基本設計等の事業の上流段階からCM方式を活用
- 特に基本計画段階からCM方式を活用するケースも約5割を占める



公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査（令和5年1月 国土交通省）
 ※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ

- 約7割のケースが基本計画・基本設計等の事業の上流段階からCM方式を活用
- 工事施工の段階を含むケースも多く、全体の約9割を占める



公共事業におけるピュア型CM方式活用実態調査（令和5年1月 国土交通省）
 ※業界団体加盟企業へのアンケート調査により申告された件数のみ